

## ポーランド月報

第16号

1983年  
7月7日  
400円

編集・発行：ポーランド資料センター

東京都千代田区三崎町2-10-5 一國ビル3F  
電話03-261-2585 郵便振替 東京2-81069

Center for Polish Research

% Kazukuni Bldg. 3 F

2-10-5 Misaki-cho Chiyoda-ku Tokyo 101



拘禁者の描いた絵

## 特集 1976年6月事件

「行動と言葉は記録される……」	1976年6月	J・ヴァルツ	2
1976年6月25日		M・ホエツキ	8
素顔の「連帯」指導者たち(4)		梅田芳穂	10
奇怪な裁判——KORの何が裁かれるのか		A・スタインベルゴヴァ	11
教会の2度目の沈黙		A・ブザンソン	14
「連帯」がめざす自治共和国(下)			18
立ち止まることなく進もう	Z・ブヤク	(インタビュー)	24
ポーランド日誌			27

# 1976年6月

ヤン・ヴァルツ

“Spisane będą czyny i rozmowy...” Jan Walc  
Tygodnik Solidarność nr.9 29.V.1981

【編集部注】 1976年6月、ラドムとウルススで弾圧事件が起きてから今年で7年になる。以下で紹介するのは、当時の資料を用いてドキュメントを構成しながら「6月事件」の見直しを求めた文書である。原文は1981年5月29日付週刊「連帯」9号に掲載された。

「6月事件」は社会自衛委員会（最初の名称は労働者防衛委員会KOR）発足のきっかけとして知られているが、それはまた、ポーランドの労働者が権力のワナにはまった最後の苦い経験でもある。この経験は「80年8月」で生かされ、さらに「81年12月」でも、またその後につづく「戦争状態」の中でも生かされている。日本の新聞報道では、「6月事件」も、また70年の「12月事件」もなぜか「暴動」と呼ばれる。しかしポーランドではこれらはいくまで（権力側のひきおこした）「事件」であり、けっして（鎮圧を必要とする）「暴動」とは言われない。その理由はここに紹介する文書や、「ポーランド月報」10/11号で紹介した70年12月のドキュメント「国旗と戸板」に明らかであると思う。

## I 前兆

1976年6月初め、さまざまな社会活動を行っていた人々が軍事演習に召集された。それにはヤツェク・クーロンも含まれていた。時を同じくして、軍人と警官の給与引き上げが実施された。各県の県知事といくつかの市の市長が、秩序破壊容疑で刑事・行政事件の被告となっている人々にたいする公判手続を急ぐよう通達を出した。これら通達のうち、1976年6月22日にウッチ市長イェジ・ロレンツの出したものが今日では知られている。これは1976年6月24日付ウッチ市議会官報第5号の33項に記されている。この通達は被告の弁護の可能性を奪い、ただちに3ヶ月以下の拘禁を許すものであった。

これらの資料は、大衆の抗議行動の可能性を権力がきわめて重要視し、その「鎮圧」の準備が行われていたことを疑いの余地なく明らかにしている。

## II 6月事件

6月24日、テレビのニュースでビョトル・ヤロシェヴィチ首相が食料品の大幅値上げを発表した。首相の演説は国会の議場から中継され、その提案は可決されて値上げは6月28日からと決定。値上げ分を補償するため賃上げも決定されたが、それには賃金が高い者ほど高い補償を受けるという原則が適用された。

6月25日、全国をストライキの波が襲った。その規模がどれくらいだったのか、今日それを誰かが知っているかどうかは不明である。当時の中央電力供給局の調べによれば、この日の午後2時頃の電力消費量はふだんより15パーセントほど低下している。ストライキ労働者たちは互いの連絡網を組織しなかった。ほとんどの市が、他の市でもストライキが始まっていることを知らなかった。その日の午後、ウルスス・トラクター工場の労働者たちによって行われた鉄道封鎖はストライキ突人を示す大きな意味を持つ合図であった。ラドムでは統一労働者党県委員会前でデモが行われた。県委員会第一書記プロバヤクは、中央委員会と話し合い、午後2時までにはその結果を回答すると約

束した。しかし、あとでわかったのだが、彼は看護婦に変装して裏口から逃げ出してしまった。

県委員会の幹部職員はすべて逃げ出しており、中に入った労働者たちはビュッフェにあった食料品（ハムもあった）を窓から通りへ放り出した。県委員会の建物に火がかけられた。市中心部の商店でも略奪が始まった。警察の特別部隊、いわゆるZOMOが作戦に投入された。しかしZOMOにはこん棒しか持たせないようにと命令が出た——市内に入る時に武器は警官〔MO〕が取り上げた。このことは二重の意味でとりわけ重要である。1つは、この決定のおかげで大規模な流血が避けられた。もう1つは、事件のシナリオがあらかじめ用意されていたことをこの事実が示している。

6月25日の夕方のニュースでヤロシェヴィチ首相の国会演説が放映され、首相は……（原文2行判読不能）……政策案に沿って行われ、その実施には手間も時間も必要としないだろうと述べた。国会は全会一致で値上げ案に反対——より正確には政府の新しい立場に賛成——した。

### III 鎮圧

この瞬間からウルルスとラドムの鎮圧作戦が始まった。値上げ撤回前の警察の行動は理解を示され、承認さえされた。県委員会炎上の際の警察力行使はたんなる義務の遂行とみなされた。

しかしながら、首相の値上げ撤回後も警察は重大な暴力事件をひき起こしている。ここで注意すべきは、抗議行動に立ち上がった人々は、ひとつの目的——値上げ撤回——の下に結果したとは言え、それはもっぱら偶然にでき上がったグループであったということである。目的が達成された瞬間、人々を結びつけていた動機も同時に消滅し、かれらはひとつの勢力であることをやめた。

ストライキが終わり、散りぢりになった人々は逮捕され、市の警察本部へ連行された。逮捕の時にも、連行されてゆく途中でも、また警察本部の中でも、逮捕された全員が殴られ、時には拷問された。

ラドムの市民57人から検事総長ルツィアン・チビンスキあてに提出された告発状には次のようにある：

「1976年6月25日の事件で逮捕されたわれわれ

は警官によって暴行を加えられた。われわれの誰もが、少なくとも一度はいわゆる『健康の小道』を歩かされた。すなわち、制服や私服の警官たちが2列に並び、その間を通る人間を殴ったり蹴ったりした。移送の時にも、車の乗り降りのたびにわれわれを殴ったり蹴ったりした。取調べの時には拷問でわれわれから自白をとうろうとした。刑務所に入れられた時にも、警察本部で逮捕拘禁されていた時にも、警官が、刑務官が、われわれに暴行を加えた。（署名簿のついた告発状原本はヴワディスワフ・ヴェンコフスキのもとに保管されている）

スタニスワフ・アダムスキの検事総長あて告発状から——

「……私はラドムの刑務所に連れてこられた……ひどく切れた愚いかみそりで頭を刈られることから始まった。私は殴られ、蹴られ、それから刑務所の地下へ追いやられた。『健康の小道』を通れ、効き日があるぞ、と私は言われた。やく2時間なぐられたあと、私は気を失ったまま独房へ放り込まれた」。

グジュゴシュ・ヤロシェクの検事総長あて告発状から——

「私は裸足で横たわった。すると警官たちがこん棒で私のかかとを殴りつけ始めた。最初のうちはかかとに痛みを感じた。しかしあとになるともう、誰かが頭の中に釘を打ち込んでいるかのような痛みだけがあった」。

ラドムもウルルスも、まったく同一のシナリオにそって『健康の小道』が作られた——こん棒で武装した警官が2列に並ぶ間を逮捕された人々が



割れたバスの窓ガラス

通り抜けさせられた。人々はこん棒やこぶしで殴られたり、足で蹴られたりして、時には気を失なう者もいた。逮捕された全員がののしられ、侮辱された。

「健康の小道」——この名称はそこを歩かされた人々の呼び方ではなく、警官たち自身が「ラドムとウルススで同時に」そう言い表わしたものである、このことは念頭に入れておこう。こん棒の林の中に市民を追い込むという行動は、警官たちの個人的な墮落を示すものなどではない、それは鎮圧作戦の一環としてとられた行動なのだ、この点に疑問の余地はない。作戦を警官たちに教え込んだ者、その教師もまた同じ呼び方を使っていたのだ。

両市の鎮圧は数日間つづいた。人々は通りで逮捕されたり、時には家から連行された。大部分の人はそのまますぐに違法行為審判所（略式裁判）で刑を宣告された。ほとんどが2～3ヵ月の禁固と2000～3000ズウェチクの罰金刑であった。この訴訟手続では警官の証言以外には何ひとつ証拠は提出されなかった。警察が撮影した写真は採用していない。さまざまなケースでの警官たちの証言はそれ自体が明らかにそうであることを物語っている。ある審理では、ある時間にある場所にいたと証言した警官自身が、別の審理ではその同じ時間に来ったく別の場所にいたことになっている。そうした「分身」の記録保持者（警官のマヤクとオホルスキ）に至ると、かれらの証言によればなんと5つ以上の場所に同時に存在している。

写真の不採用は、刑を宣告された被告の大部分にたいして証拠となるものが何ひとつなかったことを示している。集められた資料によれば、捜査機関、とりわけ、略奪のあったラドムの捜査機関は、その犯人を探すつもりがもともとなかった。その代わりに、警察のリストにあらかじめ載っていた人々を逮捕し、かれらに罪を背せたのである。かれらのほとんどが自白を強制された。

リシャルド・ノヴァクの国家評議会議長兼告発状から――

「……私が盗んだと言うまで殴りつづけると言われた。私は盗んでいない、そもそもいまだかつて盗みをはたらいたことはない。ひどく殴られ、これ以上は耐えられないと思った。その時も一度、罪を認めるか、それとも殴りつづけるかと言



ZOMO

われた。私は認めた、もう殴らないでくれ、いじめないでくれと言った。

#### IV 政治的解決

事件後、ラドムとウルススでまだ鎮圧作戦がつづいている時、プロパガンダ攻勢を指示されたマスコミは「騒ぎ屋」たちにたいする激しい攻撃を開始した。「騒ぎ屋」——この呼び名（ラジオ委員会議長マチェイ・シチェハンスキの命名による）がストライキ労働者を指す言葉になった。全国すべての県で各工場の労働者を動員した大集会が開かれ、ストライキ参加者が弾劾され、指導部への完全な支持が表明された。

同時に、労働法52条に基づく懲戒解雇が始まった。解雇の対象となったのは、逮捕された全員とストライキに参加した労働者のうちから選び出された人々であったが、この選択の基準は不明である。はっきりしているのは、同じ行為をしたにもかかわらず、ある人々は解雇され、他の人々は解雇されなかったという事実である。あるいは、ラドムの各工場は誰を解雇すべきかという具体的な指示を受けていたのかも知れない。つくられた状況が、たんに主役に嫌われていたというだけの人物の解雇を許した。知られているケースの中にはストライキが原因ではなく、日頃の行動によって懲戒解雇を受けた労働者もいる。懲戒解雇された人々については、9月か10月まで他の職場で雇い入れることが禁止された。



投石（82年夏）

この件に関しては機械工業省の1976年7月17日付通達（Nr. PP II 5201/76）がある。

## V 公正さの度合い

違法行為審判所は何よりもまず罰を与えた。この時期のそれら審判所の活動は義務づけられているはずの厳格な手続きに矛盾するものだった。多くの被告が同一の行為によって2度裁かれた。すでに下された罰金刑が禁固に変えられたり、その逆の場合もあった。しかも、禁固が罰金に変更されたのは主として7月末で、すでに一部の者については禁固を解いて釈放する決定が下されていた時期であった。略式裁判で判決を受けた者たちが、基本的な法原則に反して、改めてこんどは正式の裁判に引き出されることもあった。裁判所は警官たちの証言のみを取りあげ、証拠にもとづく証明手続きを行なわなかった。一般的に義務とされている「疑わしきは被告人の利に」との原則が放棄された。

裁判所の審理の公然性は打ち砕かれた。というのも、審理の場にやって来た第三者が警察に捕まったからだ。それらの第三者に、殴打による脅しがかけられた。

ワルシャワ大学生ルドヴィク・ドルンはこん棒でかかとを殴られた。弁護士たちも脅迫を受けた。ラドム裁判所の建物内で、アンカ・コツェルスカ、ヤツェク・ボヘンスキ、セヴェリン・ブルムシコタインらを含む裁判官オブザーバーのグループに対して卵が投げつけられた。このグループには弁護

士ゾフディスワフ・シワノヴィツキも入っていた。彼の、ラドム電話製造所所長クバシェヴィチ率いる戦闘部隊〔党組織〕隊員へのアピールおよびその場を目撃していた警官たちへのアピールも、何ら効果がなかった。

カトヴィツェ弁護士評議会は、「与太者ども」の弁護を引き受けた弁護士から資格を剥奪せよとの要求を出した。

より大がかりな見せしめ裁判のために被告たちはグループ分けされ、各グループに最低ひとり、以前にも犯罪を犯した者がはいるようにされた。そして、その者の6月事件への関与ではなく過去の行為がならべたでられた。さらに、ヘンリク・ベドナルチクのように事件の起こった日にラドムやウルススにはいなかったというアリバイを証明できた者たちさえも有罪判決を受けた。彼らは最高10年の刑を宣告されたのである。

## VI 抗議

労働者の抗議行動鎮圧のためにとられたテロと不法行為に対して、1976年7月以来個人的また集団的な抗議が政府に向けて行なわれた。最初の抗議書簡は、1976年7月にイエジ・アンジェイエフスキが提出したものである。これらの書簡の名宛人は党、国家、檢察庁、国会の代表たちだった。これらの書簡に対する回答はなく、かわりにその署名者たちはさまざまな迫害を受けることとなった。解雇、拘留、搜索、殴打、脅迫、などなど。

## VII 救援活動

7月から8月にかけ、若い知識人やワルシャワの大学生たちが弾圧の犠牲者たちの救援活動を始めた。募金が組織され、ラドムとウルススの逮捕者や失業者の家族に贈られた。1976年9月末、被害者たちの家族に法的、医療的、財政的援助を行なうことを目的とする労働者防衛委員会（KOR）が設立された。KORの基金に向けて金が送られはじめた。最初は国内の剰余金から、のちには国外に住む多くのホランド人たちからも。しかしその金をもってしても、罰金の支払い、裁判所費用、必要最低限の弁護士費用、および失業した人々に支給するそれまでの収入の50～70パーセントの援助

金などの必要不可欠な出費をまかなうには足りなかった。

ひとにぎりの人々に対しては雇用局から補助金が支払われた。しかしその補助金の最高額は840ズウォティにすぎなかった。

援助を与えると同時にKORはコミュニケを通じて事件の経緯と弾圧に関する情報を公表した。この活動は大きな社会的緊張と、「与太者ども」およびそれを支援する委員会へのマスメディアによる迫害という雰囲気の中で行なわれたが、知識人や芸術家たちのKOR活動への賛辞にもつつまれていた。このような雰囲気の中で1977年5月、KORの協力者であったクラフのヤギェウォ大学生スタニスワフ・ヒヤスの不審死事件が起こった。

クラフの学生たちの間では、ヒヤスは警察に殺されたと信じる者が大多数を占めた。これを背景として大学祭の期間中に宣言が出され、当局側はKORのメンバーおよび協力者十数人の逮捕をもって返答した。これが国内、国外における抗議の波の広がりをまき起こした。この事態を前に、1977年7月22日、大赦が発表され、これにより6月事件への参加ならびに救援活動への参与のことで受刑した人々すべてが釈放された。

この時点をもって、ホーランド政府当局は1976年6月事件を終わったものとみなすことに決めた。

#### Ⅷ 損害の勘定書

6月事件の代償は今に至るまでわれわれすべてが支払いつづけている。経済学者言うところの価格体系変革のために必要不可欠な戦いを遂行しようとして用いられたやり方は、1976年当時その変革を不可能にしたばかりでなく今日までずっとそれを実行できなくさせてきた。政府と社会の間の癒け目は6月事件によってあまりに広げられてしまったため、政府はいまだに国を内潜に統治するのに必要な最低限の社会的信用さえ得られないでいる。6月事件はまた（当局の）不正や不法行為のレッスンでもあった。そのレッスンをすぐさま理解した人もいたし、またとりわけ1976年～80年に醜聞と腐敗が激増したために理解した人もいた。

6月事件の直接の参加者は事件の代償を今もな

わ払いつづけている。懲戒免職になった人々は莫大な財政的損害をこうむった。労働法によればその損害は以下になる。

- a) 失業期間中に失われた給料（主に2～6ヵ月）
- b) 1976年分の休暇の取り消し。
- c) 1976年分ボーナスの支給停止、また1977年には50パーセント、78年には25パーセントのカット。
- d) 勤続の中断は次のような結果を招いた。
  - 1) 新しく勤めた企業での休暇期間が、学歴に応じた範囲内の最低限までカットされる。
  - 2) 新しく勤めた企業での最初の3ヵ月間は家族手当が支給されない。
  - 3) 疾病手当が最低限まで引き下げられる。
- e) 懲戒免職の後に再就職した者は、原則として2階級の減俸になる。これに従って減らされた給料が今日まで続いている者もいる。
- f) 個別のケースとしては、肩書の喪失、産休をとる権利の停止、年金基準額の引き下げその他がある。

警官に殴られた労働者たちはしばしば健康上の慢性的障害を負わされた。6月事件の結果として、殴られた者、有罪判決を受けた者、解雇された者の受けた精神的損害は個人によってさまざまな問題になっている。

ミヴァルテル、金属工場の労働者アダム・ガヴエンダは36年の勤続者だったが、解雇されて自殺した。

6月事件とは、いまだに裁かれていない一帯の犯罪行為であった。この犯罪行為には直接的、間接的に非常に多くの張本人集団が加担していた。ここでは大きくふたつの基本的な罪のあるグループに分けねばならない。第1のグループは、ホーランド市民を殴り、不当に有罪にし、解雇した人々すべて、さらに現行刑法に従えば、それら直接の行為者に対して命令や指示を与えたり、犯罪行為をするように教え込んだ人々すべてを含む。殴打を加えた警官たちについていえば、彼らの個人的資質を見ても共通するものは何もない。それに対し、ラドムの裁判では恣意的に選ばれた裁判官の狭小なグループが指名されたことが確実にわかっている。ラドムでは押し寄せた判決はまずもって2人の女性判事、ドブrowォルスカとミナエフによって宣告されたし、ワルシャワの最高裁では

フステルニク判事と女性のホロスイ判事によって下された。この種の「公正さかげん」を拒否することができなかったわけではないことをつけ加えておくべきだろう。ラドム県検事イグロコフスキは警察の行為に抗議を行なっている。彼は大手を振ってまかりとおる不法行為に一切加わらず、その抗議が夫を結んで中央検察庁へ移った。第2のグループは、6月事件の経過を知っており、かつその立場上事態を予防する義務を有していたにもかかわらず、その義務を怠った人々である。国家評議会議長ヘンリク・ヤブウォンスキ教授、国会議長スタニスワフ・グツワ、検事総長ルツィアン・チュビンスキ、法務大臣イェジ・パフィアー。これらの人々は、6月事件の詳細すべてを書簡や不服申し立て書で知らされていた。

## IX 1981年の最低限の課題

6月事件の犠牲者全員に対する補償が是非とも必要である。補償は、少なくとも彼らがこうむったすべての物質的損害への弁済を含んだものでなければならぬ。それはここ5年間でひとりあたり10万ズウォティにのぼる。法律にしかるべき地位を取り戻させるためには、6月事件に参加した

として裁判所や違法行為審判所で宣告を受けた者全員について、名誉回復の再審を行なうことが必要だ。刑法にのっとった立証なくして有罪とされた人や、現存の記録によればその有罪立証になんらかの疑問が残るような人々は、名誉回復されねばならない。この問題は、職権による臨時再審理として扱われねばならない。

社会的視点からみて最も重要なのは、同種の事件が2度と繰り返されないという保証が与えられるような形で1976年6月事件を解決することである。この点から考えて、当時暴力と不法行為のメカニズムを形成していたあらゆる命令、指令、指示、方針を明るみに出すことが必要である。このことは、体制の諸機関が国家において基本的な機能を果たすために欠くべからざる、社会からの公的・基礎的な信頼を取り戻すために特に重要である。「6月」を清算することなしには、その信頼を得ることははっきり言って不可能なのだ。

〔週刊「連帯」第9号 1981年5月29日付

訳：篠崎誠・高橋初子〕

## 素顔の 「連帯」指導者たち

(4)

梅田芳穂・談

禁欲的カトリック信者

セヴェリン・ヤヴォルスキ

セヴェリン・ヤヴォルスキはワルシャワ鉄工所の製鋼炉責任者ともいえますが、鉄を溶かす際にいろいろな鉄の配分などを監督する、非常に重要な技能を持った鉄鋼労働者です。比較的年をとっていて、もう50歳過ぎています。

グダンスクで80年8月のストが起きたとき、呼応してワルシャワ鉄工所でストを組織したのが彼



でした。9月3日、マゾフシェ地区本部設立がワルシャワの労働者によって宣言されたとき、ワルシャワ鉄工所指導者としてマゾフシェ地区本部議長に立候補しましたが、〔対立候補の〕バヤクの人柄にほれこんでしまって自ら立候補をとりやめたいきさつがあります。遠慮深い男という気がしますね。

【10頁下段に続く】

1976年6月 ラトム・ウルスス事件

ラトム 1976年6月25日

ミロスワフ・ホエツキ

RADOM, 25 CZERWCA 1976 ROKU...

Mirosław Chojecki

AS nr19, 1981. 6. 2-8

### 〔編集部注〕

1976年6月、食料品価格引き上げの発表を契機としてラトムとウルススにおいて労働者の自発的反対デモが起こった。デモは当局により鎮圧され、多数の逮捕者が出、また多くの者が職場を迫られた。この労働者たちを救うために同年7月設立されたのが労働者防衛委員会KORである。事件後労働者支援活動を行なったKORのメンバー、ミロスワフ・ホエツキによるラトム事件のレポートの一部を紹介する。なお、ホエツキは1981年12月の戒厳令布告時に国外にいて拘禁をまぬがれ、現在はバリで『KONTAKT』誌を発行しているが、軍政当局から欠席のまま起訴を受けている。

6月25日朝、ヴァルテル将軍記念金属工場のストライキが始まった。10数人の目撃者の証言によれば、工場管理部代表のひとりがストの報を受けてP-6部門へ赴いた。彼はそこで値上げ計画について質問攻めにあい、答えられずに引き返しはじめた。あとを追う労働者たちに、他の部門の労働者も多数加わりはじめた。工場内の広場にはかなり多くの人が集まっていた(1000人以上という報告もある)。ストライキが宣せられ、そのことをラトム市全体に知らせることが決定された。電気自動車に乗った「ヴァルテル」金属工場の労働者代表たちが他の工場へ向かった。10時前、デモ行進が形成され、「ヴァルテル」から統一労働者党県委員会へ向かって動き出した。10時頃には県委員会所在地の前にすでに数千人が集まっていた。価格引き上げ計画に関する質問に回答せよとの要求が上がった。県委員会のひとりの書記は窓ごとにメガホンで群集に呼びかけようとしていた。当局は、補償許可の原則を説明するピラを少しまき、値上げに関する質問には2時間後に答えると約束した。人々は県委員会の建物の前で待った。この間新たに多くの人が群集に加わった一方、一部はデモの隊列を離れて職場へ戻った。12時すぎ10数人が建物の内へ入ったところ、そこには下級党職員1人と私服警官数人の他、誰もいなかった。群集の怒りに火がついた。投石が始まり、10数枚が

ラスが割れた。(多くの人が、統一労働者党県委員会の書記がひとり服をはがれたという話を耳にしているが、私が話を聞いた中にはその事件の直接の目撃者はいなかった)。何人かが建物の中にある食堂に入り込み、ソーセージやハムの箱を外へ持ち出して、群集の前でそれらを見せながら叫んだ。「見ろ、あのごうつどもがどんな暮らしているか。それにくらべて俺たちはどうだ?」群集は中へなだれ込みはじめた。午後1時頃には建物内で組織的破壊が始まった。破られた窓ごとにテレビが、事務机が、肘掛け椅子が投げ出された。1時過ぎ、1階ホールのクロークルーム付近に火が放たれた。群集は消防隊を中へ入れさせない。どうやら5月1日通りにバリケードが築かれて消防車の通行を妨害したようだ。そしてまさにその時、ある人がトラクターのトレーラーにひかれる痛ましい死亡事故が起こった。犠牲者は電気自動車で県立病院へ運ばれた。1台の消防車が放火され、アスファルトも燃えだしたが、どちらもじきに消火された。

これらはすべて党の県委員会所在地近辺で起こった。この時点ではまだ比較的平安が保たれていた。一方ジュロムスキ通りには棒切れを手にした10数人程の集団が現われ、ショーウィンドーからショーウィンドーへとおよそあらゆるガラスを打ち破っていた。誰も止めようとしなかった。なぜ





ホエツキ

警察が来なかったのか？ それは、デモ群集の大部分が委員会近くの5月1日通りにいたためだろう。ジェロムスキ通りにはたいした人数がいなかった。数人が10数人程度の警官がいれば、苦もなくガラス破壊をやめさせられたろう。しかし事件の起こるずっと前の10時頃、すべての警官は制服から私服に着替えさせられ、事態を見守るよう指命されていた。彼らは写真を撮り、通りで起こった事すべてをフィルムにおさめていた。ジェロムスキ通りで破壊を制止できる警官はいなかったのだ。のちに、地区裁判所も県裁判所も、ショーウィンドー破壊のかどで刑の宣告をすることはできなかった。

午後5時頃、壊された商店から商品が放り出されはじめた。打ち壊しと略奪が始まった。ジェロムスキ通りにあった木組の足場がくずされた。通り全体がバリケードになったかのぞき観を呈した。一方、12時からラダム空港で待機していた警察機動隊〔ZOMO〕は行動開始の命令を受けた。デモの群集が県委員会前を埋めていた12時には現われず、県委員会が燃え上がった3時にも姿を見せなかったZOMOが、商店の略奪が始まったときになって攻撃をはじめた。これは純粋に戦略的な策略がめぐらされている、なぜなら、私服警官はかなり早いうちから「秘かに、デモ参加者を捕えたいのだから。最初の拘置者は12時には県警委員会の留置場に連行されていた。党の建物の破壊や放火のずっと前である。夜7時頃、市内は既に平静だった。街は完全に警察の支配下にあった。

警官によるこの日の逮捕者は膨大な数にのぼった。盗みをして捕まった者はそのうちごく一部だった。拘置者の中に刑事犯罪者がわずかしかないのは当局にとって非常に不都合であり、このため窃盗容疑者の数を水増しするための手のこんだ作業が行われた。この作業は、すでに判決が確定した後にポーランド人民共和国検察庁に提出された不服申し立て状に記述されている。警察が無実の人間を容疑者に仕立てるためにとった行動には3種類あった。

- 1 あらかじめ捕えた人々を車に乗せて街に連れ出し、通りに壊れて散らばっている物を拾い集めるよう命ずる。そして、「略奪者」と「犯罪の証拠物件」を乗せて車は拘置所へ戻る。
- 2 無実の人に対し、すでに県警に持ってきてある物を「自分が盗んだ」と認めるよう強要する。
- 3 たまたま夜8時以降に歩いていた通行人をつかまえ、「痛い目に会いたくなければ」「命が借しいなら」などと脅してむりやり包みを持たせ、10メートルほど歩いてから「盗品を所持しているところを、連行する。

しかしこの作業はさほど広範に行なわれず、これらの方法が用いられたのはせいぜい30人程度であった。

信頼できる情報によれば、6月25日とそれ以降数日間にラダムでは約2000人が拘置された。そのうち一部は48時間のうちに裁判所又は違法行為審判所に送られ、どちらの場合も軽犯罪法51条違反に問われた。誰が裁判所送りで誰が審判所送りになるかは、恣意的に決められた。違法行為審判所は始めのうちは数10時間の公共労働奉仕を言いわたしていたが、後には罰金を課すようになり、しまいは2〜3ヶ月の禁固刑になった。ひとりの人が3度、審判所にかけられ、そのたびごとに違った判決を受けるということさえあった。裁判所では数ヶ月の禁固刑が宣告された。6月27日から28日にかけて、逮捕にきりかえられた者を除いて拘置者のほぼ全員が釈放された。そのうちの一部は数日後また留置場に逆戻りした。しかし、拘置者リストは新たな一団でふくれ上がった。今度のは以前から警察のブラックリストにのっていた人々で、必ずしも6月25日の事件に参加してはいなかったが、過去の行状で「与太者」、「ごろつき」はみ出し者、の資格十分と証明されていた者たちだ。

密告にもついで多くの者が逮捕された。被告とされた人が、自分が破壊にも略奪にも加わらなかったことを証言できる証人を呼びよせたところ、その証人も容疑者として警察へ連れて行かれてしまったこともあった。逮捕は事件後3週間にわたって行われた。この期間中、多くの住居が家宅捜索を受けた。家宅捜索を受けた者は、捜索の結果にかかわらずすべて起訴された。もし何らあやしい物が出なかった場合には、6月25日事件に参加したとか警官侮辱罪とかで起訴された。家宅捜索の後、多くの人が窃盗罪や犯罪に起因する物品の所持ということで逮捕された。しかし、当局は連帯責任制を適用しなければ、一警官がどんなでたらめの証言をしようとも——起訴された人の大多数を何の罪によってであれ罰することなどできなかつたであろうと私は確信している。デモ参加者は全員、次の理由で起訴された。「6月15日ラドムにおいて彼らは公然たる集団行動に参加した。当該集団の参加者たちは公務員、物品および国有経済施設に対して集団で暴力的襲撃を行った。この襲撃により警察官75名が負傷、社会共有財産は2800万ズウォティを上回る損害を受けた」（この引用文は、すべての起訴状の中に見出すことができる）。こういう起訴状では、6月25日にほん

のしばらくでも通りに出た人すべて、つまり実質的にはラドムの市民なら誰であろうと裁判所に引き出すことができしてしまう。75人の警官の負傷と2800万ズウォティの損害の責任を全員に負わせるのに通りにいたことの他に何の証拠も必要ないということ——私がかかわった多くの問題での当局の立証態度は、結局のところこれに尽きる。

6月事件の後、ラドム地区裁判所では一審だけで約300件の公判が行われたが、判決を受けた人数は200人に満たなかった。これは、数十人が同一行為について2度裁かれたことを意味している。

6月末には軽犯罪法により、8月には刑法で、約100人が窃盗罪の判決を受けた。ラドム県裁判所では、（これも一審だけで）25人が有罪判決を受け、一連の問題の最終審は最高裁判所で争われた。1976年7月末、ほとんどすべての裁判所の判決についてラドム県検察局は上告し、新たな審議が開かれた（被告たちは1ヵ月の刑務所暮らしの後に帰宅していた）。再度の審議で、500～2000ズウォティの罰金が言い渡された。

〔訳：高橋初子〕

### 【7頁下段より続く】

彼は敬けんなカトリック信者で、いつもエリに大きな十字架のバッジをつけていました。たばこも吸わず酒も飲まず、たぶん奥さんもないかったんじゃないかと思います。僕の女房の日本料理もあまりおいしがって食べるタイプじゃなかったですね。

ちょっと聖職者みたいな感じですが、強い面も持っていて、マゾフシェの地区会議などでは押さえるところはきちんと押さえていました。また、81年の消防大学のスト〔12月2日、機動隊により強制排除された〕の時には彼が消防大学へ乗り込み、「連帯」幹部として一部始終を見届け、そこで逮捕されたということもありました。この時はすぐ釈放されました。

政治的には彼は原則論者であり、国の独立と自由とを最高の価値としていて、ある程度民族主義的グループとの結びつきもあったようですが、マゾフシェの労働者は彼を非常に尊敬していました。

政治的に成熟しており、失敗はほとんど犯しませんでした。

僕との付き合いでいえば、彼とは年もはなれていましたし、友達付き合いというまではいきませんでした。彼の方では僕を気に入ってくれて、いろいろな助言をくれたりしました。

ああ、それから、聖職者みたいな反面、女性にちやほやされるのが大好きだったみたいですね。

〔この文は、梅田氏の話を書き集めた責任でまとめたものです〕

セヴェリン・ヤヴォルスキ Seweryn Jaworski  
1931年生まれ、ワルシャワ鉄工所「連帯」委員会議長ののち「連帯」マゾフシェ地区本部副議長。戒厳令布告に伴って拘禁され、82年12月23日、他の「連帯」指導者6人と並んで起訴が発表された。現在裁判が準備中。〔『月報』15号11頁参照〕

## [KORの5人+「連帯」の7人]政治裁判[III]

### 奇怪な裁判——KORの何が裁かれるのか

アニェラ・スタインスベルゴヴァ

The Case of KSS-KOR—A Strange Trial, Aniela Steinsbergowa  
"Voice of Solidarność," No.62 1983.5.27, PP. —12

〔編集部注〕 アニェラ・スタインスベルゴヴァは、第2次世界大戦前からの著名な法律家、弁護士。KORの設立メンバーの1人。戦前はポーランド社会党に属し、多くの左翼活動家裁判の弁護を引き受けた。スターリン時代にも多数の政治犯の弁護士を務め、スターリン批判後、これら不当に処罰された政治犯の「名誉回復裁判」で活躍した。1960年代には、K・モゼレフスキ、J・クローン、A・ミフニクら反体制派知識人や、1968年3月事件の逮捕者、同年チェコ事件に抗議して逮捕された人々の裁判で弁護にあたった。なお、地下紙『週刊マゾフシェ』第46号（1983年4月7日）に発表されたこの論文は、ポーランド司教会議と公認週刊紙『ティゴドニク・ホフシェフヌイ』と『ポリティカ』にも送付された。以下、多少の省略を加えて紹介する。

ポーランドにはいったい何人の政治犯がいるのだろうか。その数を知るのには不可能である。絶え間なく新たに人々が捕えられ、有罪を宣告されているから……。

旧社会自衛委員会KSS-KORのメンバーに対し、ポーランド人民共和国の体制の暴力的転覆を準備した罪（刑法第128条）により、裁判が行われようとしている。この条項に基く犯罪の核心的構成要素は暴力である。平和的手段により体制変更を試みる者は犯罪を構成しない。……

この告発キャンペーンが、かつて行われたAK（国内軍。ロンドン亡命政府系の対独レジスタンス組織）およびWRN（自由・平等・独立。ナチス占領下の社会党系地下組織）の裁判とすべての点で酷似していることには驚かされる。これらの裁判は、ナチス占領下のAKの将軍や将校、兵士たち、そして地下国家の闘士たちに対して行われたのだ。……この時代にどれだけの人が消されたのかを知るのには不可能である。そのためにはポーランド人民共和国のすべての裁判所の記録文書を点検しなければならないであろう。……1957年のやり直し裁判は、この時の捜査と秘密裁判の隠れた歴史を明らかにした。……（KSS-KORの

メンバーに対する）裁判が開始されることになれば、それはポーランド人民共和国の歴史のさまざまな段階で実施されてきたこれら一連のでっちあげ裁判——これはわが国の歴史の最も暗い頁のひとつである——にも比すべきものとなるだろう。……1956年以後に実施された政治裁判はスターリン時代を特徴づけた政治裁判ほど悲劇的ではなかったとはいえ、それと同じ特徴を有していた。当面する政治的目的を達成するためのでっちあげ裁判……。

KSS-KORのメンバーに対する来たるべき裁判も同じ目的に奉仕するものである。「反社会主義的分子」や「過激派」、「CIAの手先」といった形容詞が反KOR宣伝に使われている。この宣伝の目的は、ニセのインタビューや声明をでっち上げ、前後関係を無視して片言隻句を抜き出して流すことによって、世論を彼らに敵対させようとするにある。一例をあげよう。1982年9月、ベルリンのポーランド大使館が占拠された時、いかなる説明もなしに、まったくいわれもなく「連帯」がこの襲撃のために非難された。事件を報じるテレビ番組で、何かをしゃべっているクローンの声

が突然流された。スイス司法省は、事件には「連帯」も他の反対派グループも一切関与していないと——多少の皮肉をこめて——声明しなければならなかった。これによって始めてこの宣伝は止まったが、しかしなされたあてこすりは撤回されなかった。KORの存在そのものが——1976年のその結成以来——体制にとり許容しがたいものだった。全体主義的国家は党ないし政府により統制できない独立組織の存在を許せないからである。体制から独立して生じるイニシアティブはすべて許されない。社会は従順で受動的でなければならず、公的活動はすべて体制によって上から、FJN(国民統一戦線)やPRON(国民再生愛国運動)、OKON(その地域版)を通じて組織され、統制されなければならない。

KORのメンバーに対してはまさにその結成以来、さまざまな弾圧手段が加えられてきたが、しかし彼らに対し何らかの罪を着せることはきわめて困難であった。1977年5月、スタニスワフ・ピヤス(クラブの学生)が殺されたあと、KORに対して「国家の利益を害する恐れのある偽りの情報を拡めた」罪を着せようとの試みがなされたが、この試みはKSS=KORの援助を受けた労働者の間に多大の噴激を引き起こし、裁判にかけるとは不可能であった。当局は1977年7月21日の大赦により裁判手続を放棄して、辛うじて困難から脱出した。しかし同年、新たにきわめて奇妙な捜査が開始された。この時は、誰に対しても何の容疑も明らかにされなかったが、DS-115/77事件との関連で何百軒という住宅が家宅捜索を受けた。翌年にはDS-275/78事件による捜査が行われた。何の容疑も明らかにされず、容疑者の名前も発表されなかった。KORのメンバーと同調者のほぼすべての住居が繰り返し捜索を受け、上の2つの事件の刑事裁判を理由として、山のような本や資料、タイプライターが押収された。

このような捜査が、……刑事訴訟法に違反して4年近くも続いた。法律が順守される体制の下ではどうてい考えられないこのような長期にわたる捜査は、とりわけ容疑者を意のままに拘留ないし投獄することを可能にするもので、当局にとってきわめて好都合である。こうして、1970年のバルト海沿岸における労働者虐殺事件の記念日にあたる1979年12月、何人かのKORメンバー(ボルセ



スタインスベルグワ

ヴィチ、ホエツキ、ケンチク、リティンスキ、マチェレヴィチ、ナイムスキ、ヴェツ)を逮捕し、彼らを最終的に起訴する決定が下された。その起訴状は実に奇妙なもので、彼らが「犯罪的意図をもった組織のメンバー」になったと主張し、問題となる犯罪は「配布を許されていない文書」の配布であるとされていた。この裁判は実現されず、拘留者たちは釈放された。これは明らかに当局が、ジェロムスキやミウォシュ、ゴンプロヴィチその他の有名な作家の作品の配布に関与した「犯罪的組織」に対する裁判が、ポーランドのすべての裁判所を物笑いのタネにしてしまうにちがいないことを悟ったためであった。

しかし同じ日発が1980年8月にまた持ち出された。この時はKSS=KORのメンバー8人(ブルムシュタイン、ホエツキ、ケンチク、クーロン、リティンスキ、ミフニク、ロマシェフスキ、ヴェツ)が逮捕され、クーロンとミフニクの2人には、「ポーランド人民共和国の体制と政府を中傷し、悪弄した」罪が追加されていた。グダンスク地区の労働者が政府との交渉において職場復帰のためにつけた条件のひとつが全政治犯の釈放であった。これは1980年8月31日に調印されたグダンスク協定で認められた。釈放された者の中には他の政治犯とともにKSS=KORのメンバーも含まれていたが、しかし彼らに対する捜査は中止されたわけではなかった。

1980年11月、マゾフシエ地区「連帯」が1980年10月30日付の検察庁通達を入手し、これを公表し

たことにより、KSS=KORに対する弾圧の青写真が明るみに出た。この通達は、現段階では民主主義的反対派に対する裁判の開始が不可能であることを認め、さしあたり、体制の暴力的転覆を計画しているという嫌疑を裏付ける証拠を作成し、被疑者に対し謀略といやがらせを行うよう勧告していた。……

戒厳令の布告後、DS-115/77およびDS-275/78の両事件に関連しての捜査は二度と聞かれなくなった。関係者は、「戦時体制期間中、公的秩序を危くする恐れのある人間」として、他の者とともに拘留されたが、彼らに対する具体的嫌疑は示されなかった。……彼らが刑法第128条に基づいて告発され、拘留が逮捕に切り替えられたのはようやく10カ月もたってからであった。1982年9月4日、ポーランド国营PAP通信は声明を発表し、彼らが全員、刑法第128条の罪を犯した科で「過去数日中に」逮捕されたことを明らかにした。

クローン、リティンスキ、ミフニク、ヴェツはピアウォェンカからワルシャワ市内のラコヴィエツカ通りにある留置監獄に移され、当時外国にいたホエツキとリブスキは刑法の諸規定に反し欠席手続が開始された（リブスキは、自分が告訴されたことを知って、1982年9月ポーランドに戻った）。……

KSS=KORはその存在の全期間を通じてつねに政治闘争の手段としての暴力に反対する立場を堅持し続けた。クローンとミフニクはその論文とインタビューにおいて、対決と暴力に導きかねない何らかの制御されない爆発に対する懸念をしばしば表明した。クローンの有名なスローガン、「(党)委員会を焼き打ちするのではなく、自分たちの委員会を作ろう」は、「連帯」顧問としての彼の16カ月間にわたる活動期間中ずっと変わらなかった。1980年と1981年に彼はさまざまな状況下でのストライキに繰り返し介入し、労働者たちにその自然発生的ストライキを中止するよう説いた。1980年11月にウルスス・トラクター工場とワルシャワ製鉄所がストライキに入った時、製鉄所のストライキをやめさせるために派遣されたのはクローンだった。……彼の演説を聞いて製鉄所労働者は職場に戻った。同じようなことは、1981年春にもオルシュティンの印刷労働者のストに際してもおこった。1981年5月、オトフォツクで怒った群

集が警察署を攻撃した時、自らの生命をかけて相手の警官とともに署内に閉じこもったのはズビグニェフ・ロマシェフスキとヤン・ヴァルツであった。2人は、「連帯」とKSS=KORのメンバーが中に入ること、群集が建物に火を放つことはないと考えたのである。同じ時、アダム・ミフニクは建物の外の群集に呼びかけ、解散するよう説得した。このために彼は、現場にいた警察の高官に感謝された。以上の例はクローンとミフニクの態度を証明する。しかもこうした事例は、彼らだけでなく、告訴されている他の人々にも無数にある。ヤン・リティンスキは『ロボトニク』の編集者として最も有名である。この新聞のうち、暴力を承認——教唆についてはいうまでもなく——した記事の載った号はたったの一つもない。『ロボトニク』の共同編集者であるヘンリク・ヴェツは、「連帯」期間中、教育の分野で活動し、労働者大学の課程と講義を組織した。最後に、ヤン・ユゼフ・リブスキは作家で知識人であり、彼の見解は、人間と人間の諸価値をつねに防衛する彼の著著作物の中に見出される。彼の全生涯が暴力の絶対的拒否を証明している。

この奇怪な裁判において、証拠の中に犯罪の証明が見出されないばかりではない。逆にそこには、ポーランド人民共和国の体制の暴力的転覆を試みたとして現在取調べられている「容疑者」を含めて、数百人が署名したある文書という形で、無実の証明が含まれている。つまりいわゆる自治共和国クラブの設立宣言〔本誌創刊号に全文掲載〕である。それは、ポーランド人民共和国の民主主義国家への全体的変革のプログラムを明らかにしている。それは、そのための手段が誠実かつキリスト教倫理にのっとったものでなければならないことをとりわけ強調している——これはおのずと暴力の行使を拒否するアプローチである。この宣言は、自らの起源をとりわけポーランド社会党と自由・平等・独立、そして農民党の伝統に、したがって言い換えれば左翼と社会主義と人民の伝統に求めている。……

〔訳：水谷曉〕

## 教会の一度目の沈黙 (下)

アラン・ブザンソン

Dругие Молчание Kościola Alain Besançon  
KULTURA Nr. 3/426, 1983, Paris

〔前号よりの続き〕

党による（軍事的）攻撃と「連帯」つぶしの後、今や新しいポーランド首座大司教であるグレンプ大司教は、あまりに強い抵抗運動の前に警告を発した。「それはおそらく成果を生まないであろう。なぜなら戒厳令下の政府は——先に述べたように——対話する政府ではない。少なくとも政府の主流を占める部分は、戒厳令という非常事態はより高度の必要に応じて宣言されたものであり、最大級の悪よりもより小さい悪の方を選択したのであると考えている。このような考え方を受け入れれば、普通の人間ならば新しい状況に従うであろう。」（1981年12月13日の説教）

考え方は明白である。弁証法的唯物論国家もまた社会共通の善の一部をなす、というのだ。1965年にヴィシンスキ枢機卿は、「弁証法的唯物論の国家はいかなる形でも共通の善に奉仕しない。そもそも共通の善という概念自体があいまいで実体的なものになっており、もはや人権や国家の権利の規範をなしていない」と言った。一方、ポーランド司教会議評議会は戒厳令導入直後に、「急激に制限を受けた市民の諸権利」の防衛と、「また共通の善としての国家を守ることを」を表明した。ヴィシンスキ枢機卿が評したのと同じあの国家を、である。使徒たちは（真実の名において死んで行きながら）ネロのために祈ったが、それはネロが政治機構には最小限の存在しか認めていなかったためである。共産主義国家はその最少限に甘んじることもなく、社会を粉碎しようとして望んでいるにもかかわらず、グレンプ首座大司教は共産主義国家との懇願的対話路線を固持した。あとに残るのはただ、尊厳のない生活、人間に人間らしさを与える真実の欠けた、生物学的個体としての生活のみである。

このような降伏に根柢を与えねばならないため、首座大司教はさらに次なる一歩を踏み出してこう

声明した。「誰かが教会に対し、憶病だとか、ぐずぐず事態を引き延ばしているとか、ラジカルな雰囲気こそいでいるとかの非難をあげても、それは意味のないことだ。教会はすべての人の生命を守るものであり、それゆえ戒厳令下において教会は、それが可能な場において平安や暴力放棄や内戦回避を訴えてゆくであろう。人間の生命にまさる価値はありはしない！」

私の言わんとすることをよく理解していただきたい。私は、権力に抗議しないという首座大司教の政治的決断を非難するつもりは毛頭ない。その決断は、あらゆる政治的決断と同じく、状況に対応した決断である。判断は歴史が下すであろう。私が判断を下すことではない。聖職者としての深き願いにもとづき、大量の流血を避けたいと望む首座大司教には、自らの国民に向かって武器を取るなかれと懇願する権利がある。しかし、1人の司祭としての彼には、キリスト教の教理によれば人間の生命が最高の価値であるという定理をもってその懇願のよりどころとする権利はない。聖書はたしかに、人間の生命は大いなる価値だと教えているが、また他方では、より大きな価値、たとえば魂の救いや神への信仰などの名においてその生命を犠牲にすることもできなければならないと教えている。もしも人間の生命と平安が最高の価値であるなら、ユダ・マカベウスは永遠の模範となりはしなかつたらう。より高い目的のための犠牲の他に、人間は地上的目的のために生命を危険にさらすこともできる。教会は、*pro aris et focis*（宗教と市民権のため）の戦い、名誉と正義と人間として尊厳をもって生活するに不可欠な最低限の自由を守るための生死をかけた戦いをおこなって決して非難しなかつたばかりか、むしろ逆に称賛した。人間を打ち砕いたりねじゆがめたりすることに反対しての戦いは正当である、なぜなら人間は善なるがゆえに。

疑問のある政治的決断からいつわりの原則を断固として主張するにいたった経緯はどのように考えばよいだろう。

私はそれを、またしてもあの共産主義に関するかたくなな沈黙と、それを正当化する資本主義とのシンメトリーという考えのせいに帰さねばならないと思う。われわれの住む世界と同じだけの現実的存在性を認められた“社会主義”は、太陽の下のありとあらゆるもの同様、完全な悪ではありえない。そして、その存在そのものが自然と人間救済への脅威をなさない限り、命がけでそれと闘う理由はない。かくして、社会主義における人道を無視した虐待には眼をつぶって生命が最高の価値を与えられるのである。

この原則が適用されたもうひとつの例をわれわれは知っている。こちらは全地球的の広がりを持ち教会の提唱になる平和運動という形をとっている。核兵器をめぐる論争はここのごとくアメリカ合衆国において、倫理学や神学の領域まで巻きこんで最盛をきわめている。私の理解が正しければ、アメリカの司祭たちは次のように考えている。「防衛戦は、もしも使用される手段が目的につりあっているならば原則的に許される。しかし一方、核兵器は手段と目的に不均衡をもたらす。核兵器は絶対的兵器であり、その使用は絶対的悪であることができる。“社会主義”は絶対的悪ではないし、“資本主義”（つまりわれわれの住む普通の現実の世界）は乱脈や不正があって絶対的善ではない。どちらも相対的に善であり、悪でもある。それゆえ、核兵器はこの両者の間の戦いにおいて許容され得ぬ兵器である。

仮に、本質的にこれと似た抗争、たとえば19世

紀のフランスとプロイセンの争いなどに関していえば、この考え方は正しかろう。しかし「共産主義と資本主義」の根本的な非対称——その非対称の証拠は疑いなく存在する——が忘れられている。共産主義はつねに“資本主義”を打倒する権利——

正確に言えば義務、すなわち、政治的には禁じられているが、軍事的に行使可能になれば核兵器を含むあらゆる手段を使って現実世界を破壊する権利——を有していると、不当にも主張している。完璧な出来ではないにせよ「存在するもの」と、攻撃的な「存在せぬもの」との間にシンメトリーはありえない。もし教会がセルススやマキャベリを正しいと認め、民の守護者たるべき白らの義務を回避するならば、社会は自己防衛をはかり教会に背を向けるであろう。本質にそむけば、むくいを受けずにすまされない。

さきに私は、知の領域のまん中に暗黒の一点を持ちつづければついには知全体がゆがんでしまうと述べた。教会の沈黙は暗黒の点を植えつけ、しだいに誤った道へ迷いこませる。資本主義と共産主義の存在論的同等化やシンメトリカルな比較対照は、最初は現実にある事実のいつわりの解釈にすぎなかったものが最後には神学体系全体に影響を及ぼし、信仰のあざけ場所さえ狙う。このゆがみをはっきりと言ってしまう。問題なのは唯心論である。

唯心論の知的・感情的な構造は、共産主義問題を取り上げること拒否して世界をシンメトリーとして捉えることに、最も都合よくできている。非アニミズム感情の爆発的に渦巻く中、その構造は世界の様々な部分が癒しあうことを熱狂的に望む。法王の回状「喜びと希望」には多くの重要



ヴィンスキ枢機卿の枢をかつぐZ・ブヤク（中央）「連帯」マゾフシエ地区の指導者たち

な考え方も含まれているが、そこにはサン＝シモンの熱情もテヤードの熱情もなしにこう書かれている。「諸民族間の交流手段の増加のおかげで、人類は徐々に世界全体の一体性を感じ、また形成しはじめた」(33, § 1)。そしてさらに、「このようにして、より普遍的な文明タイプがしだいに生まれる。それは人類の一体化への好条件をなし、個々の文化の特殊性の尊重を通して一体化を浮かびあがらせる」(54)。まさに全世界総体的なこの哲学に対して、故ヴィシンスキ首座大司教は異議を唱えた。彼は公会議の参加者たちに向かって、そのいわゆる「一体化しつつある世界とやらの中に弁証法的唯物論国家が持ち込んだ回復不能の亀裂に目」をわけさせた。慈悲深く全世界を受け入れようと両腕を広げると同時に、唯心論は世界に批判することを許す。しかしその批判は一体性の立場からシメトリカルに行わねばならないのだ。すなわち、唯心論は世界を、唯物論を信奉しているとして非難する。唯物論には社会主義世界の理論的唯物論と西側世界の実際の唯物論のふたつの顔があるが、唯物論自体は世界と同じくひとつである、という。この驚くほどに素朴な誤った論議は、マルクス・レーニン主義理論と、西側世界に広く見られる物質的富のとどまるころを知らぬ追求(もし社会主義世界にもそれだけの物質的富があれば同様の様相を呈したであろうが)とを、唯物論という共通分母でくっつけてしまう。こうして、かたや知的批判、かたや道徳的批判を必要としているふたつの相異なる秩序が混同される。

共産主義はそのような批判で痛手をこうむることはない。共産主義は史上かつてない規模で物質破壊を行った。この実際の唯心論に対する称賛が、時として教会の権威ある聖職者の口から漏れる。彼らはあの【社会主義の】世界、ぜいたく品だけでなく必需の一次産品をもふるい捨ててしまった世界、富も見ばえも実実も権利も奪われてしまった世界を目にしてこう言うのだ、「物質」にどっぷりつかりきったわれわれの世界よりも、かの地の方が真の“キリスト教”を求めやすい」と。一方われわれの世界に対する批判では、その物質的な本性やその本質の性質やその創り出した物の完全性を攻撃し、非難のかざりをつくす。かつては神の創造物として喜びをもって眺められていたそ

のものを、唯心論者たちは恥ずべき物質的過多とみなす。かつては感謝の祈りとともに受け取られ(そして分配され)ていた富が、不名聲で不当な邪魔物になってしまった。やがて、ありふれた普通の財産までが同じ運命をたどるのだろう。権利、中でもとくに所有権は、地上のものならぬ魂の領域へ至る道の障害物とされるに至った。自己の利益のために行動し、もうけを数え、富のヒエラルヒーの階段を用心深く昇ってゆく人間を唯心論者は尊ばない。唯心論者が望むのは完全な無欲、所有状態の放棄、本質への熱望である。唯心論者は政治の曲がりくねった骨の折れる細道を軽蔑する。彼らは本能的に、魔術的な近道や政治の力の及ばない神秘の領域へと自分たちを無条件に投げ上げ(Aufhebung)てくれる投石機を捜し求める。ちやうど、議会で右派の側にも左派の側にも墜らず、天井にいたといわれるラマルティエースのように。そういう形で、唯心論者は“資本主義”と“社会主義”の悲劇的な分裂を克服できるという希望を持っている。しかし後者【“社会主義”】は勝利に次ぐ勝利を収めている。なぜならわれわれの側の世界は実体をなくさない限り“唯心化”されないのに対し、共産主義世界の実際の唯心論が理論的唯心論の冠を戴くのはそう難しくない——その言葉を身につけることが利益にかなうと理解するだけで十分だ——からである。教会中にはご親切にもそのことを“社会主義”世界に確信させようとやっきになっている人々がいるのだ。

沈黙を続け、シメトリーの精神に固執する教会の心をとらえるもうひとつ別の側面が唯心論にはある。それは唯心論の抽象的普遍主義である。唯心論はひとりひとりの「人間」にくらべて「人々」にそれほど注意を払わず、国境を消し去り、歴史を忘れ、未来にすべてを期待する。宗教の領域において唯心論は、神の民人が一歩一歩苦心して作りあげ、啓示が少しずつ浸透してきていた具体的な状況を犠牲にし、かわりに普遍主義的な“お告げ”に優位を与える。シメトリー精神の高揚が続くうちに唯心論者たちは、唯一神信仰という点でキリスト教と結びつくユダヤ教徒イスラム教を同一の地平にのせようとしたがる。その際彼らは、ユダヤの信仰はキリスト教徒を生んだがイスラム教徒を生みはしなかったこと、そしてキリスト教徒のキリストへの信仰は逆の証としてアブラ



ハムとモーゼへは行きつくがコーランへは向かわないことを忘れていた。たとえそれが“一神教的”なものであれ、そのような“お告げ”を誰でも簡単に信じられるという事実は、キリスト教徒同士を結びつけたり彼らとユダヤ人を結びつけたりすべき個々の人間の間の自然な連帯を忘れさせてしまう。

ローマにおけるヤセル・アラファト歓迎は、唯心論が即座にこれぞわが姿と没入した行為——もっとも唯心論のすべての面を反映したものではないが（その評価を下すのは早すぎる）——であった。アラファトという人物の中に、反物質志向が勝利を収めた。なぜならこのテロリストは現に存在する世界の敵であるが、理論的視点からみれば「貧民」の代表者だからである。しかしまた普遍主義も勝利を収めた。なぜなら、人類に希望を約束するローマ訪問は、アラファトと一体であらねばならぬパレスチナ人をも、“武器を手に入れている”との理由でローマが受け入れを望まなかったレバノンのキリスト教徒をも、さらには四面楚歌のユダヤ人をも同じ絶望で満たしたからである。そのため、イスラエル大統領はピオ12世後の教会の第1の沈黙を思い起こさせ、一方アラファト歓迎は第2の沈黙により関係がある。もっとも

この場合第2の沈黙は実質的に第1の沈黙と同じであると認めておくべきである。

教会の沈黙が生んだ最後のものは、その沈黙を埋めあわせしつぎよる静寂を忘れるために教会が吐き出さねばならぬとどめない言葉の奔流である。永遠に沈黙のうちにとどまれている中心点のまわりに、決して口にされぬ決定的な言葉のまわりに、教会の言明が天高く山のように積み重なってゆく。なぜなら教会が実は何も言っていないことに気付く人がないように、語らねばならない、語って語って語り続けねばならないのだから。しかし年月が過ぎるほどに沈黙は重くなり、言葉は空虚になる。数かぎりない肉体と魂の群れがその沈黙のうちにたえず死に追いやられつつづけているのに、その守護者たるはずのものが彼らを守護せず、希望を与えもせず、復讐を叫びもせず、名譽の記念碑を建ててやりもしないのだから。

〔訳：高橋初子〕

### アラン・ブザンソン Alain Besançon

1932年パリ生まれ。現代ソ連研究の第一人者。ソ連の「科学アカデミー」、アメリカの「ケナン高級ロシア研究所」などで研究・教育の鞭をとる一方、各種国際会議・セミナーに出席し、欧米のジャーナリズムで広汎な評論活動を展開してきた。その研究の特色は、常に既存の学説・方法の常識をうち破る、独自の、斬新な方法に貫かれており、徹底した根底的な批判・論説は、著書・論文の発表ごとに大きな衝撃を与えてきた。主な著書に、『生贖にされたロシアの皇太子』、『ロシアにおける教育と社会』、『ソヴィエト・シンドローム』（清水幾太郎訳・講談社）、『レーニン主義の知的源流』、『幽霊の解剖』（篠原義近訳・新評論）などがある。現在、パリの「社会科学高等研究所」主任研究員〔上掲、『幽霊の解剖』、による〕。



# 「連帯」がめさす自治共和国 (下)

—週刊「連帯」インタビュー

SAMORZĄDNA RZECZPOSPOLITA—romawiają J. Waszkiewicz/  
B. Geremek/J. Kurczewski/J. Olszewski/W. Trzeciakowski/K. Modzelewski/  
E. Nowak  
Tygodnik Solidarność, Nr. 31, 30. X. 1981

必要なのは現実的な問題の解決

カロル・モゼレフスキ

—「自治共和国」構想についてどう思うか。

いろいろ考えられる。それは社会的調和をはかる理想的な形態として、また、集団生活を組織する理想的方法、さまざまな決定に自主性を発揮するための理想的形態として、魅力的なものと考えられる。だが、それは解決ではない。必要なのは現実的な問題の解決であると私は考える。たしかに、経済の破局から脱出するには企業の自立性を基礎に置いた改革の道がいいにない。しかし、自立した企業にしろ、経済活動をしかるべく運営することにして、ノメンクラトゥラの根絶なくしてはありえない。

—それは分かる。だが、基礎的原料が足りないという事実がある。中央による原料の分配がどうしても必要なのは？

中央による分配がつづく限り改革はない。私は歴史家だ。専門は中世なのだが、もう少しあとの時代の資料もよく読んだ。4年議会〔1788～1792年〕の時、ギルドの廃止を求めて論争をしかけたパンフレットがあったが、それに対して業者の組合が次のような見事な論を展開している—「たしかに、ギルドを廃止すれば誰にでも屠殺やパン焼きができるようになるだろう、しかし同様に、誰もそれをやらなくても済むようになる。もし屠殺職が屠殺をいやがり、パン焼き職人がパン焼きをいやがるようになったら、お尋ねしたいものだが、警察はいったい誰に肉とかパンを売れと命令するのか」。物の分配とは物の欠乏の分配でもある。そういうためにこの引用はおあつらえ向きだ。

—話を勤労者自主運営だけに限りたくない。

「連帯」綱領は、地方自治や国会の自主運営院のことについてもふれているが……。

その2つこそが綱領のビジョンを組み立てる2大要素であるし、当然のなりゆきとして出されたものだ。われわれは独特な状況におかれている。国家機関の機能萎縮が始まった（弾圧能力に代表される機能ではない）。国家権力は、集団生活の組織化と社会的欲求の充足の分野で本来の機能を果たせなくなった。その理由は、経済運営の古いシステムの崩壊が始まったからだと私は考える。社会の側からの批判、コントロールに影響されないことが前提となっているシステム、それが問題なのだ。社会は声をあげず、発言の機会もみずからの組織化の機会も持たず、政治権力によって下された、社会の側に不利な決定に反論したりそれを否定したりする機会も持たない。権力のこのようなやり方を許す環境は、80年8月の結果、存在をやめた。にもかかわらず権力構造の変化はなかった。あるいはその機能の円滑さを権力の手に戻してやるべきなのだろうか（われわれの戦いの目的である市民的自由を無きものにしようとながっている人間を見つ出すのに苦労はいらぬ）。ただ、はっきりしているのは、そのためには流血が必要になるということだ、あるいは、公共生活の制度再建にとりかかるべきなのか。私の考えでは、地方自治と自主運営院に賭けるといふ行為は、公共生活の制度を民主的に再建するための確かな選択だ。この選択は地政学の命ずるところを犯していない。国家において統一労働者党が政治権力としてふるまう保障を、制度的にも法的にも犯していない。その保障はまたソ連諸国国家の存在にとっても制度的な保障となっている。地方議会の権限拡大と国会における自主運営院設

立は、社会・経済政策の形成が毎度毎度ストライキの爆発によるのではなく、合意という形式で行われるために不可欠なのだ。

——そのすばらしい理念は権力の重荷を社会に転嫁する。もっとも、社会はそれをはっきりと望んでいるのだが。しかし1956年にも労働者自主運営は生まれたし、地方自治についても考えられていた、また、制度上の諸原則を法的に保障する努力をしていた。つまり、当時の社会も実際に権力に影響力を持ちたいと望んでいたわけだ。しかしすべてはうまくゆかず、熱狂は早々に醒めてしまった……。

それは違う。1956年の労働者自主運営はそもそも始まりから未来を閉ざされていた。第一に、権限を持ってなかった。第二に、組織された社会運動が背後になかった。自主運営は不可侵の全権を持った党機関の政治構造内部で機能していた。1956年は社会的ショックであり、たしかに党内部にある種の動揺をひき起こした。しかしそれで終わりだった。考えてみてほしい。もしいま「連帯」が存在せず、あるのは地方ごとの団体だけだとしたらどうなる。勤労者自主運営組織は上からの計画をひたすら承認するだけ（なんともはやく）、そして、批判的意見はただ誰かが企業長を指名した時にだけ提出できる。なんの改革にもなりはしない。なにしろ、はじめからノメンクラトゥラの利益だけが考えられていなかったのだから。実際、どんな改革もかれらの利益に合致しなければ実現できない、それがすべてだ。おまけに「政治的指導性」という代物がある。権力執行におけるありとあらゆる古い要素が復活するのを妨げることは実際問題として誰にもできはしない。当時の自主運営がなぜつぶれてしまったのか、答えはおのずと明らかになる。さらに、念入りにも自主運営誕生後2年で、KSR（労働者自主運営会議）という名の見事な棺桶まであつらえられた。

「連帯」綱領のこの部分の成功をあなたは信じているか。

信じている。私には、わが国の国民の才能と力はまだまだ死に絶えていないように思える。1956年（そのころ私は19か20歳だった）の労働者を今日のそれと比較してみればいい。比べものにならない。「われわれの35年間の成果を無に帰する行為は誰にも許さない」。この文句はどういう意味



モゼレフスキ

なのか。もしそうした成果なるものがどこかにあるとすれば、それはまさしく教育水準にある、かれらを養むる墓掘り人たちはさあめて効果的な教育を受けてきたというわけだ。私ならこう言いたい。われわれの成果を脅かしているものは別にある。不寛容の諸症候、国民意識に加えられた不治の傷がそれだ。その傷がヴォイテイワ（ヨハネ・ハウロⅡ世）のローマ法王推挙と、彼のホーランド訪問によっていやされた、と言うより治療効果があった（なぜなら傷はまだ完治していないのだから）と考える、あるいは「連帯」の誕生がすべてをいっぺんに良くすると考えるのは楽観的にすぎる。正直言って、いちばん心配なのは、（それ自体は必然でもあるのだが）民主的に組織された社会と非民主的に組織された政治体制がどうやって共存してゆけるのかということだ。心配というのは、この2つの要素を調和させるのがむずかしいからだけではない（成功しなければわれわれは破滅だ）、そうした共存が民主的な社会運動の歩みを乱れさせ、ついには墮落させる可能性を持つからだ。おそらく、あなたやあなたの同僚たちも何度となく書いたことだろうが、分別を持って、妥協し、自分を抑制しなくてはならない。そうすることが実際に必要になる。しかし、考えてみてほしいのだが、そのことが、社会運動の中で組織された人々の物の考え方にどういった効果を及ぼすだろう。なんらかのツケは必ず回ってくるものだが、それは単に運動自体が当該のあいだ別れるというだけではない。社会意識におけるある種の

危険な徴候のあらわれとしてもツケは回ってくるだろう。欲求不満も出てくる。しかしそれはまた別の問題だ。ポーランドの人々には自治の能力がある、私はそう考える。われわれが政治的になれるかどうか、それは分からない。しかしありえないことでもないと思う。すでに何かが始まっているのだから。

### 成功の第1条件は意欲

エドワルド・ノヴァク

勤労者自主運営は公式に認可された。すでに企業に関する新しい法律があり、自主運営法も成立した。〔「連帯」第1回全国〕大会はそれら法律をまだ十分だとみなしたが、勤労者自主運営は法制化され、ほかに問題は残っていない。あとは自主運営組織を実際に設立すればいい。1956年にも〔労働者〕評議会は生まれた、ところが1958年に法律が制定〔労働者自主運営会議K S R設立〕されてからもはや自主運営ではなくなった。現在の状況をあなたはどう見るか。

あなたは考え方はまったく正しい。それは私が「シェチ」〔企業自主運営ネットワーク〕に提出した問題でもある。法律的な保障のほかに制度的な保障もわれわれは持たなければならない。それゆえに私は自治共和国綱領を支持するし、われわれの生活のありとあらゆる局面で完全な自治が行なわれるべきだという立場に立つ。私はこの自治を第3の平面、第3段階の自治であると思う。第1段階は中央、すなわち国会の下院だ。私は自主運営院についての私案で、その構成と権限、政治院〔上院〕と社会経済院〔下院〕との相互関係について述べた。私の考えでは、下院の方は自主運営の発展（つまりはポーランド人おける人々の全活動の社会化）をわれわれに保障する機関にすべきだ。第2段階は企業、すなわち各企業における勤労者評議会だ。いちばん重要なのが後者だが、この2つは最も上のレベルと最も下のレベルのまさに両極端をなす。現場における従業員参加、あるいは権限分担がない限りは真の自主運営もない。最も下部にいる労働者、職員たちが関心を示さないような勤労者評議会が企業活動の戦略を立て、利益の分配を行なうことなど私には想像もつかない。

従業員参加ということで私が念頭においてるのは、自分たちの職場構成と環境（技術的あるいは組織的な意味合いだけでなしに、社会的環境についても）に従業員が影響力を行使できるということだ。自分たちの作業班メンバーの選抜に従業員自身が影響力を行使できる保障も必要だろう。職場組織の変更、職場組織をとりまく物理的条件の変更、その変更には従業員が影響を及ぼせる可能性、これらがそろうなくては自主運営もない、私はそう思う。

——しかしどうすれば従業員が自分で職場環境をつくり上げられるのか。

私はすべての水平構造、水平合意、ゆるやかな形式の合意を支持する。それがいちばん効果的だと考える。私の所属しているレーニン製鉄所コンビナートでは、職場環境づくりに従事する特別のグループを結成しようとしている。これは学者と労働者からなるグループにしたい。というのは、いままでわれわれのところの「頭脳集団」は現実の生活から完全にかけ離れたプログラムをつくり、複雑な問題を立てて系統的に解決してゆこうとしてきた。しかし、現場の人間をまいてち苦しめている問題の解決にはなっていない。たとえば、ある労働者はたいへんやりづらい格好でネジの締めつけ作業をしている。彼はそれがやりづらいことを知っている。ところが「頭脳集団」の方はそれに気づかない。もしその労働者がこうした職場条件に影響を及ぼせるならば、もし誰かが彼に相談をもちかけるならば、彼は何かが自分の意志にかかっているのだと感じるだろう。頭の上に親方の鞭がないことを感じとれるだけでも、何か自分がしたいのだと知る役に立つ。

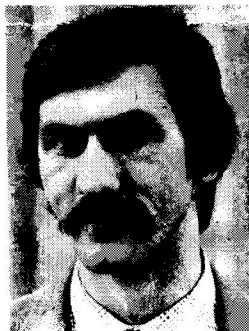
——しかし勤労者自主運営組織の任務には経済計画策定や財政上の決定も含まれる。それは、とりわけわが国の状況を考えれば、たいへん複雑な問題だ。社会的・経済的決定、職員の解雇決定、賃金の決定、これら諸決定にしてもそうだ。うまくいくのだろうか。

私は信じている。

——あなたの職場はレーニン製鉄所コンビナートだが、その従業員数は？

4万人。

——そのような大規模な勤労者自主運営組織を想像できるか。



ノザワ  
アキラ

想像する必要はない。現に存在している。  
——どのような様子が話してほしい。

厳密に言えばそれは勤労者自主運営設立委員会だ。勤労者自主運営組織とは基本的に異なる。というのは、その機能は勤労者評議会とは違うし、われわれは別の課題を立てたからだ。もっとも、将来の評議会の萌芽のようなものであることに変わりはないが。現在はコンビナート全体で選出された35名の評議員から構成されている。組織構成は、議長、副議長、書記が各1名、さらに各部会がある。部会は5つあり、いちばん重要なのが計画・組織部だ。この部会は無条件に最重要だし、これからもずっと、私がその部会の会長をしている限り、最重要の部会でありつづけるだろう。次が経済部会、ここには技術セクションと人事セクションがあり、現時点においてはとくに重要性が高い。将来は情報セクションも必要になると思う。コンビナート全体での委員会のほかに、各工場、各部門ごとに設立委員会がある。私がたったひとりですべての自主運営の運動を始めた時には、熱心な人間をどれくらい見つけられるものやらないへん疑問だった。そこで私は、全体選挙という手段をとらずに、「連帯」の工場委員会の人々を選んでもらった。原則として自発的な希望者を募ったのだが、その希望者たちが人々の間で信頼されているのか、また、能力と意欲があるのかどうかは考慮した。おかげで優れた、積極的に運動に参加するすばらしい人々が集まった。私は、成功の第1条件とはまず意欲だと思う。かれらがいま取り組んでいるのはまさしく自己教育だ。この人々のこと

は、コンビナートの自主運営に積極的に取り組む活動家であるとみなしてかまわないだろう。そうした活動家が300人にもなるという事実は評価できると思う。300人、これはたいへんな数だ。

——コンビナートとしてはどのような経済的問題と取り組んでいるのか。自主運営組織としてならんかのアイデア、解決の見込みは持っているのか。

大きな問題が2つある。ひとつは鉄鋼生産の原料不足。われわれはひどい苦労をしている。生産制限をやむなくされているのだ。もうひとつが環境保護の問題。レーニン製鉄所コンビナートはポーランド最大の環境破壊源になっている。この2つの問題は同時に考えなければならない。2つは密接に関連している。われわれの構想では、コンビナートは形を変えなければならない。つまり、生産の量から質への転換が必要だと考えている。鋼鉄の生産を制限し、より低い生産量にあまじなければならぬ。と同時に、全国的な鋼鉄供給バランスをも考慮しなければならない。ポーランド最大の製鉄コンビナートとしてわれわれは、ただ単に地方的な次元で物事を判断するわけにゆかない。カトヴィツェ製鉄コンビナートとも、また中央政府とも確実な共同をとらねばならない。第3高炉と高熱圧延工場の建設のことでもしカトヴィツェと合意が成立すれば、それが危機脱出の確実な糸口になる。この計画はすでに準備が整い、巨額の投資がすでに始まっている。建設したからと言って、それを誰かが買いつけてくれるわけではない。この建設から何かをつくり出さなければならぬのだ。もしなんらかの合意が成立すればそのことが問題解決の糸口になると思う。環境保護のためにわれわれはコークス製造工場を廃止するつもりでいる。いつだったかわれらも言っていたことだが、高炉であれ炭坑であれ、われわれのコークス工場よりひどい環境のところはないと思う。あそここの環境はまったくおそろしいばかりだ。これがわれわれの解決すべき最優先の課題になっている。ほかにも、鋳鉄ブロック工場、高炉、高熱圧延工場の問題があるが。

——あなたたちが他の大工場との合意や中央政府との合意をめざす場合、相手との交渉はどうか。また、企業長の役割についても話してほしい。

一般論としてだが、合意は自発的な契約の原則にもとづくべきだと思う。私は民主的な自主運営形態をめざす立場に立つ。だから私には、誰かが私に何かを押しつけたり、その反対に私が誰かに何かを押しつけたりといったことは考えられない。自主的に相互に信頼し合った契約関係が基礎になければならない。われわれはカトヴィツェにも中央政府にもそう対応してゆきたい。企業長の役割？ 企業長とはその企業にとってきわめて重要な人物だ、私はそう考えている。企業長を大臣の意志ではなく、従業員の意志に促がわせない、これが、過去の戦いの唯一の目標だった。しかし将米、私が企業長の決定に影響を及ぼせる立場を手にできれば、あるいは現在そういう立場にあれば、私は企業長が企業において独自の地位を持てるように戦うだろう。企業長というのは効果的な管理運営をしなければならず、そのためには強力な地位にあることが必要になる。だから私は企業長が独自の参謀部を持つ権限を与えられるように戦ってきた。企業長は強力な地位を手にすべきだ、しかしその地位が従業員の意志に依っているということを忘れてはならない。

—現在あなたが「連帯」の中や「シェチ」の中、あるいはレーニン製鉄コンビナートの自主運営組織の中でやっているのは社会的な活動と言える。どれくらいの時をそれに割いているのか。

たいへんな時間だ。実を言うともまるまるそれにあてている。せいぜい、妻を出産のために実家に連れていったくらいで、私自身の時間はほとんどない。

—これから先もそうした生活をつづけられるのか。

時間のことについて言えば、午後4時から6時ごろまで、時にはもっと遅くまで私はコンビナートの自主運営組織か「連帯」にいる。それから家に帰り（いまは妻がないので）経済学や人間成長の心理、集団心理などについての本を読んだりして過ごす。私は電気技術者だが、自分では文科系の人間だと思っている。クラクフの歴史研究が趣味だが、要するに教養を身につけたいと思っているわけだ。

—あなたのように熱心な人間が存在するという事実は分かる、また、そういう熱心な人間ならばコンビナートの4万人の中からあなたと同じ

くらい熱心な人間を300人ほど見つけ出せるかもしれない。しかし肉体的にもつのか。

私は官僚制の信奉者だ。びっくりするかもしれないが本当のことだ。もっとも、官僚制とは言っても健全な官僚制のことだ。「連帯」にして、自主運営組織にして、われわれにはしっかりした組織構造が必要だ。私は内面的に十分に組織された人間であり、自分で目標を立てる能力がある。このことは非常に重要だと思う。われわれは、与えられた課題に取り組む管理業務の専門家を持たなくてはならない。ほかのやり方は想像できない、さもなければわれわれは疲労困憊してしまう。もっとも、そのひどく疲れるやり方をつづけて1年にもなるのだが。1980年8月、あの「大掃除」のためのストライキが始まって以来だ。私は自主運営について何か言おうとするとひどい疲れを感じて、もう論証する力も失せてしまう。いくつかの論拠の正当性については何度もくり返したので、いまさらまた同じことを言うのはきまきりが悪いほどだ。あなたの言うのはもっともだ。だからわれわれはしっかりとした組織構造を手にすべきだし、そうしてこそはじめて解決の道は見えてくる。しかしそこまで行きつくには活動家の層をもっと厚く、それ以上ないほど広範囲にしなければならぬ。この道は進まねばならない、人々のやる気をひき出さなければならない。「連帯」の全国大会で私は、自主運営について興奮した声や支持の声をたくさん耳にした。おしやべりもたいへん結構。かれらの多くはうそを言っていて、自主運営については何ひとつまとまった概念を持っているわけではない。私はそのことを知っている。しかしかれらは私にある期待を持たせてくれる。かれらを選出した人々がかれらの言葉の実現をせまり、自主運営の問題に興味を持ってわれわれの運動を支援しはじめるかもしれないというわけだ。この目的でわれわれはある行動を起こした。ヤギョウオ大学〔在クラクフ市〕との交渉がそれだ。その結果、卒業試験が公開になった。これは行政法の最良の専門家のひとりヴウォティカ教授のイニシアティブによるものだった。次がわれわれのコンビナートの研修問題だ。マウオホルスカ地方〔クラクフ一帯〕ではすでに自主運営連絡会議が発足しているが、私はその研修システムを使っていることをやるつもりである。ひとつだけ心配があ

る。この研修がひどく悲惨な代物に思われないうか。なにしろポーランドではこれまで研修と言えば、知恵のある人間がやって来て、人々の頭に自分の知恵を叩き込むというものだったのだから。もっともその知恵はほとんどの場合、知恵などではなく、完全なたわごとだったが、自分で考え、発言し、自分の意見を表現できるように人々をしむける役割を果たすのが研修だ、私はそう確信している。あるいはグループをつくって、自分たち同士であるテーマについて話し合い、自分たちで何かを形づくるようにさせることが必要になるかもしれない。レーニン製鉄コンビナートではすでにそうしたやり方をハリナ・ボルトノフスカと一諸に試みた。これはすばらしい効果があった。私はこの形式でもう1度やってみたいと思う。

——あなたの気を悪くさせるかもしれないが、自主運営とか社会的企業、従業員参加といったものでは世界中どこも成功したことはない。

本当にそうだろうか。私が思うに、こうした試みは多くなかった。ユーゴスラヴィアとフランスくらいだろう。スカンディナヴィア諸国やオランダ、カナダ、あるいはアメリカ合衆国について言えば、そこで行なわれたのは最も低次元の従業員参加だ。ユーゴでうまくゆかなかったのは自主運営改革が上からなされたからだ。上から行なわれたものには超えられない一線がある。われわれはすでにその一線を越えている。ポーランドはユーゴとはいささか異なると言える。われわれのところでは、われわれの土壌ではうまくゆくかもしれない。さらに、われわれには基礎がある。1956年、労働者評議会が設立されたあの年がそうだ。それは十分な発展が約束されていた。活動家たちのそういう話も聞いたし、その後の記録も読んだ。1956年の労働者評議会にいた人たちとも話をしたことがある。1956年は実際に大きな成果をあげかけた。ただ、あまりにも短期間で終わってしまったが。現在のわれわれには「連帯」がある。それは、いろいろな問題を解決してゆく上で必須の前提条件だ、つまり、われわれはフィードバック機構を持っていることになる。フィードバック機構がなければ、どんな制度も健全に、そして正しく機能できない。勤労者評議会によってフィードバックの役割を果たすのが組合だし、また、組合にとっては勤労者評議会がそれだと思う。政府はここできわめて重



600 lat  
Pami Jastrogoskiej

要な機能を持つ。現在の政府の役割は徹底的に変更を加えねばならない。国会の役割とは戦略の提示であり、政府はその実現を任務とする。しかしこれからの政府はこれとはまったく異った行動をせざるをえないだろう。いちばん容易なのは指令を与え、命令することだ。たいへん簡単な解決方法に見えようが、そのためには政府が確固とした政策を持たねばなるまい。税金の計算だけでは済まなくなり、税務政策（関税、金利の政策も）を導入する必要性が出てくる。政府には、社会全体の利益を考慮しながらもみずからの優先権を明確に示す義務が生じる。政府の果たすべき役割とは調整機能と全国的な経済政策の実施であり、それですべてであると私は考える。300万足のブーツをつくれと命令された工場が皮が足りないために300万足のサンダルをつかってしまい、それをもって計画の達成とする—— そうせざるをえなくさせるような命令を出してはならないのだ。

インタビュー・構成

ヨランタ・スツシュレツカ

〔週刊「連帯」第31号 1981年10月30日付  
訳：篠崎誠〕



じきに戻る——「連帯」

## 立ち止まることなく進もう

ズビグニェフ・ブヤク

ne pas s'arrêter en cours de route, interview de Zbigniew Bujak  
Tygodnik Mazowsze, No. 68, 1983.5.26 (Bulletin d' Information, No. 64, 1983.6.15)

— ヨハネ・パウロ2世のポーランド訪問が近づいている。まずこの問題から。

この訪問に目に見える具体的な結果を期待している者ばかりだと思う。訪問はそのような結果をもたらさないうち、そのようなことは期待すべきでもない。今の状況の下では、共産党政権は原則としていかなる譲歩もしないという簡単な理由からだ。たしかに、平均して（世界で）独裁者6人のうち1人が法王訪問のために民主的選挙を約束する。ラテンアメリカがその例だ。しかしわが国がこれに倣うとは思えない。

組合としてわれわれが続いている闘い、そしてまた他の人々が自らの組織防衛のために進めている闘いは長期化しよう。これは数週や数か月ではなく、数年で測られる闘いである。前途は長く、何度も失敗しなければならぬ。ではこの訪問に何を期待するか？ 決戦にいたる途上で立ち止まってしまうまいように、それは人々を鼓舞するのだ。

社会としてわれわれには法王を迎え入れる権利がある。われわれがこれに値することは証明されている。ポーランド国民は訪問中止の脅しにもかかわらず、自らの希求を表現することをやめなかった。メーデーはわが組合の闘いの目的が裏切られなかったことを証明した。それは取引きの対象たりえない。ポーランド人は価値あるものは売りとばすようなことはしない。

— つまり、何を言いたいのか。

たとえば、グレンプ大司教は、「連帯」の非合法化を目的とした国会の会期以前に、法王訪問の問題について政府と交渉を始めるようなことはしなかった。こうして彼は、自らの真の代表を求める社会の願望がこの訪問の代償となりえないことをはっきりさせた。

芸術家たちの闘いがもうひとつの例だ。画家と彫刻家は自分たちの協会を失う恐れがあるにもかかわらず「連帯」支持を否定しなかった。作家と映画人たちは取引きをしなかった。実際誰1人として政府との取引きに屈した者はいなかった。ここにこそわが社会の偉大さがある。1年半に及ぶ戦時体制の下で、社会は粉

砕される身をまかさなざったばかりか、集団や団体の利害を越えて連帯することを学んだ。

法王を迎えようとしているのはわれわれであって政府ではない。粉砕もされず、屈服もさせられなかったわれわれ国民である。国民は堂々と立ち向う。この訪問後、社会が行動の決意を鈍らせる心配はない。たしかに、平和に対する願望は強まる。しかしそれは、わが国の状況の下では、弱みではなく力である。

— ワルシャワは法王歓迎の準備ができていますか。

彼を迎えてすべての人たちが街頭に出るだろう。それだけのことだ。私もそうするつもりでいる。

— この前のインタビュー（本誌第12号に掲載）は12月だった。この6か月間をどう評価するか。

1982年11月10日以降、地下活動が強力に展開されてきた。もっとも外からは見えにくいだろうが、われわれは少しずつ組織的構造を作ってきた。これには時間が必要だ。たとえば、さまざまな組織構造の協力によって今年はメーデー実行委員会の結成が可能になった。これは大企業と企業連合委員会の代表で構成されている。デモの準備は前年より組織的に進められた。

メーデーの日の事態は抵抗運動の動きを追っていた者には何ら驚きではなかった。大衆がデモに参加した。彼らが闘いを続けていることを示す必要があった。あの時点ではこういう形以外に社会的沸騰を示す方法はありませんでした。これは大衆にとっても会社にとっても大成功だった。とりわけ法王訪問を前にしては。

— 11月10日以降、組合活動が活発化したというところか。

そうだ。11月10日の失敗は組合の転機となった。ゼネストという考えが失敗を運命づけられていることが理解された。わが国の条件の下でゼネストの実行と成功を可能とする組織構造を準備することを夢にしかすぎず、むしろ一定の社会的プロセスを考慮し、好機を待たねばならないことが理解された。

強硬路線の支持者たちもそれを断念した。11月以降、ゼネストを組織し、成功させる最良の方法に関する果



てしない論議はもう聞かなくなつた。それがうまい解決策ではないことをすべてが理解した。地下活動家はリアリストであり、地下活動の可能性をよく理解している。彼らは現実の状況に立ち向かうことができる。一層の共働が可能かつ容易になっており、対立も少ない。

この6カ月間は多様なイニシアティブの存在を示し、組織構造も強化された。これはきわめて重要な成果である。文化・科学委員会や国民教育会議、独立教育機関などが作られた。外観のいかんを問はず、これらすべてが圧力手段となつている。たとえば、最初の「国民教育手帳」が現れると、公式教育の責任者は公式教程の欠落部分を埋める新しい教科書の作成を命じなければならなくなった。

企業連合委員会の機能や企業内での活動形態なども一層明確化された。企業のいくつかでは組合がほぼ正常に機能しており、最初はきわめて困難だと考えられていた諸手当の分配にも手を出すようになった。

——ワルシャワ地区の企業の状況について詳しく。

独立組織の存在そのものが企業当局に対し戦術的な協定を強制し、「連帯」活動家との和解を求めさせている企業もあれば、組合がつぶされ、あるいは生存をかけた闘っている企業もある。

秘密委員会はずべての企業にあるわけではない。それが存在しない所では戦前の「連帯」役員が引き続きその職責を果たしている。彼らは良く知られており、公然と活動できない場合でも事の成行きに影響を及ぼすことができる。独立した活動を遂行しているのが自主管理委員会である企業もある。自主管理委員会を通して「連帯」は給料や手当に影響を及ぼし、解雇に反対するなどのことをやっている。

企業内での活動の可能性については現実的な考えをもっている。私の会った活動家がこれをさらに拡大しようとしている場合でもそうである。私はあらかじめこのことを考慮し、私の考えを調整する。

重要な企業はずべてその固有の活動を続けると同時に地域の活動にも参加している。これら企業はポスターやビラをはる活動なら何でも、ほとんど独力でできる。つまり印刷機と人をもっている。

多数の小規模企業の場合にはこうはいかない。しかしここで組合活動に従事している活動家の数が大企業よりも多く、地域的活動のためにより多くの人を派遣できる場合がある。その原因は今のところよくわからない。このことは戦争当初における私の予測をある程度まで確認するものである。当時私は、企業の秘密組織内部ではホワイトカラー層が多数を占めると考えた。

——ワルシャワ地方では、企業連合委員会が重要な

役割を果たしている。この委員会の任務は？

その活動が地方委員会（RKW）のそれを補充していることが多い。それは自立的なイニシアティブである。RKWは最大級の企業、その地方の巨大企業として直接的な接触を保つことが許されていない。工場連合委員会は小さな企業やさまざまな組織、活動家グループときわめて簡単に接触できる。これら組織のおかげでわれわれは下で現に起こっていることをある程度知ることができる。工場連合委員会は普通なら地方委員会が遂行すべきさまざまな機能を果たしている。新聞の印刷や配布はいうまでもない。

——ワルシャワ以外の地方の状況は？

他地方との連絡は残念ながら非常に少なく、われわれはほとんど情報を持っていない。知りうるかぎり、最悪の問題に直面しているのは彼らである。地方では「連帯」の活動家はとりわけ厳しく迫害されており、労働組合運動の伝統は最も弱い。

われわれに彼らを援助できるか？ 地方委員はずべてのことについて彼らに処方箋を提起することはできない。小さな村ではすべての人が知り合いである。人々は自らの状況に適した自らに固有の行動方法を考案しなければならない。

地下活動の条件はきわめて厳しい。そのためにはある種のイニシアティブと多大の自律性が必要である。強固な立場を築いている行動的なグループが存在しないかぎり、協力や援助の可能性について語ることはできない。そのようなグループのみがわれわれと共働でき、われわれの援助を得られる。彼らは異議を唱えることはできる。しかし、自分たちが無視されているとか、減じられるにまかされているとか言うことはできない。

——つまり、地方委員会は地方の組織に対してはいかなる影響力ももたないということか。

われわれの影響力は何よりも、中央集権化および階層化の試みに対し効果的に自衛することにある。ワルシャワ地方で活動しているすべての細胞組織、すべての個人の独立性が、活動のダイナミズムの大きさを保証し、わが地方の力の源となつている。さらにもうひとつ、重要な要素がある。組織構造の輪郭がぼんやりしているために、摘発によりもたらされる危険は最も小さい。たとえ誰かが逮捕されても、活動は続く。

RKWのこのような活動方式には批判もある。

われわれとは異った政治思想の持主からの批判がある。だが彼らの議論は、われわれの活動の可能性に関する現実性に乏しい評価から出発している。もちろん、もっときちんと組織を作ることはできる。しかしそれは行動を望み、やれる人次第である。誰かが何かをや

りたいと望み、それをうまく実行すれば、それだけR  
KWの可能性は大きくなる。

外国に亡命したり、地下活動から身をひく「連  
帯」活動家のことをどう考えるか。

それぞれのケースに応じて考える必要がある。チャ  
ンスを求めて発つ者もあれば、追いつめられて発つ者  
もいる。彼らとその家族にとっては移民は、正常な生  
活の唯一の可能性なのだ。シロンスクの「連帯」活動  
家は最も困難な状況に置かれている。彼らは最も厳し  
く追及され、最も厳しく監視されており、移民の決断  
を最も強く迫られている。

地下活動から身を引く者の状況も同じである。大部  
市ではそのような人はあまりいない。彼らは小さな村  
の活動家に多い。小さな村では、地下にとどまって何  
かをやること自体難しい。こうした小さな村の活動  
家の大多数の場合、地下から出ることによってのみ活  
動の可能性が開ける。

—あなたは、地下から出ることを考えているか。

考えていない。むしろ私は、「戦後」の自分の状況  
を考えている。戦後、何をすればよいのか？

かつて私は、こんなにも長期間われわれが地下活動  
を続けていられるという事実が、どの程度まで重要な  
経験たりうるかと問うたことがあった。第2次大戦後  
のきわめて似たような条件の下でも、持続的なレジ  
スタンスは実現されなかった。1981年12月以前は、地下  
活動の考えは袋の奥深くにしまひこまれ、まじめに  
考えられもなかった。今日、何かいざこざが起きて、  
捕まるか地下に潜るかを選ぶねばならないとすれば、  
その選択は容易である。これがこの18か月間の巨大な  
成果である。現在、行動を望むが公然とはそれができ  
ない人は、すべて、地下に潜る可能性を与えられてい  
る。しかもどうすればよいかを知っている。当局にま  
つわりついて離れないのはまさにこの脅威である。

実際に私は、地下から出るべきか否かの問題を提起  
するありとあらゆる状況を見てきたし、そのような決  
定の正当性および現実性も知っている。私の場合、企  
業内でさまざまな組合の登録が認められるようになれ  
ば、この問題が提起されてこよう。労働組合の多元主  
義は、たとえ地下にあっても、「連帯」の基本的目的  
をなす。それが可能となれば、地下活動に終止符を打  
つべき時か否かを自問しなければならぬだろう。

多元主義に関連して。最近調印された各種組合  
間の合意〔訳注〕をどうみるか。

それは重要な政治的行為である。もちろん権力の側  
は、あたかもワレサが敵と協定を結んだかのように見  
せかけるだろう。あれはわれわれの敵であるとは言え

ない。むしろ競争相手だ。これまで協議のため1度も  
会ったことがないというのも事実ではない。国会に宛  
てたあの訴えは、協力関係がかってあっただけでなく  
それには未来があることも証明している。現在の状況  
の下にあっては、このような協力関係は労働組合運動  
の将来に関する共通の考え方という形式をとる以外に  
は表現されえない。

—ワレサの活動と暫定調整委員会(TKK)の活  
動は完全に補い合っている……。

ワレサには地下活動とは別の可能性があり、彼は実  
にみにごとくにその可能性を活用している。

ワレサとTKKは政府のパートナーになるか？

今の政府、今日あるがままの政府はわれわれのパー  
トナーではない。そのひとつでもない。党機構は自分  
の仕事を進め、警察も、軍事機構も経済機構もそれぞ  
れの仕事を進めている。誰も他人のことを聞こう  
としない。もともと状況は12月13日以前も同じだった。  
それは権力のアナーキーの時代だった。戦時体制はそ  
れにすべてを動員し、従属させた。今日、われわれの  
前には新たな荒廃がある。こんな連中をパートナーと  
考えることはできない。

もうひとつ重要な事実。アナーキーの拡大がファシ  
スト的方法により進んでいる。この政府の同意と承認  
の下に、警察署と監獄の中で毎日のように人々を殴打  
されている。サン・マルチン教会への武装部隊の乱入  
とグゼゴシ・プジェミクの死の政治的責任は政府に  
ある。事件は手落ちで生じたものではない。それは実  
力行使の承認の結果である。このような政府がわれ  
われのパートナーたりうるはずがない。

—では、われわれの展望をどう見るか？

当面の問題としては、目に見える変化は期待されな  
い。しかし数年という展望で考えれば、必ず東西関係  
の危機が生じるだろう。わが国社会がいかなる変化を  
望んでいるかを宣言し、口にすべきは、まさにこの時  
である。事態を政治家の手に委ねないためにもそうし  
なければならない。

社会の独立した行動と声が、カーター政権以前の国  
際政治の中で重要性を持つことはありえなかったし、  
現にそのようなことはなかった。それまで今日ほど人  
権のための闘いに重要性が与えられることはなかった  
からである。12月13日以降も、西側の各国政府は、も  
し自国民からの社会的圧力を受けなかったならば、お  
そらくわれわれを打倒されるにまかせ、正常化を支持  
するつもりだったであろう。

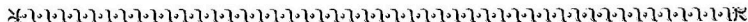
人権の問題が政治の周辺に押しやられることは今後  
2度とないであろう。まさにこのゆえにこそ、この転

機まで、われわれの運命を決するこの危機まで独立した活動を堅持することが、地下労働組合やすべての人々、すべての社会階級の義務となる。その時になってわれわれが社会の願望を定式化できれば、われわれは合意の最終的形態に影響を与えることができる。のしかも、そのために長く待つ必要はない。私はその時まで生きているだろう。これは私の確信である。

— 自由なポーランドのイメージは？

社会的平和のスローガンほど人を無気力にするものはないと思う。それは独裁者の役に立つだけで、他の誰の役にも立たない。私はそんなものは望まない。私が政治の舞台に期待しているのは、激しい、執拗な闘争、ありとあらゆる思想の対決である。私は、自立した経済、競争、市場争奪戦、社会的諸組織、知的沸騰、集会、出会い、対立などの存在を望む。要するに繁栄した社会の活動である。このようなポーランドにおいてこそ、市民的自由と労働組合の自由が存在するこのようなポーランドにおいてこそ、法が支配し、独立した新聞と社会の真の代表を持つこのようなポーランドにおいてこそ、将軍のポーランドにおけるよりもはるかに確実にわれわれの安全は保証される。たしかに、将軍は平和と秩序と平静を声高に叫んでいる。しかし彼は、自分の警察さえ制御できないのだ。〔訳：水谷曉〕

〔訳注〕最近調印された各種組合間の合意 本年5月6日、ワレサ委員長はワルシャワで、1982年10月に「連帯」とともに非合法化された各種労働組合—自立労働組合会議、産別労働組合、ポーランド教育組合—の指導者と会談、国会宛ての共同書簡に署名した。書簡の全文は公表されていないが、伝えられるところによれば、その要旨は以下のとおりである。—1982年10月の「連帯」その他の労組の非合法化以降建設が始まった新労組は社会の広い支持を得ていない。真の国民的和解を実現するためには組合活動の自由の回復が不可欠である。労働者は2つ以上の組合の中から自分が属する組合を自由に選べなければならず、組合活動や抗議行動、政治的信条のゆえに投獄されている者の釈放と、解雇された者の復職が必要である。1980年8月以降、ポーランドにはある変化が生じたのであり、政府はこれを無視してはならない。社会の意志の無視は政府にも国民にも良い結果はもたらさない。健全な妥協が絶対に必要であり、これがポーランドを危機から救い出す。〔以上、『無検閲ポーランド・ニュース速報』第10/83号11~13頁による〕。



## ポーランド日誌

5月16日 グダンスク地方のラジオによると、ソ連外務省代表団がグダンスクを訪問中であるという。数千人のグダンスク地区労働者が、権力によるワレサへの攻撃を非難し、攻撃を続けることに対して警告する声明を発表。

5月17日 パチカンは法王訪問の公式計画を発表。法王はポーランドにつき次第、「ポーランド人民共和国の高官」に会うという。

5月18日 政府の新聞「ジェチポスポリタ」によると、新労組組合員は「連帯」元メンバー130万人も含めて270万人に達したという。ワルシャワの地下「連帯」はグジェゴシ・ブシェミクの殺害を警察による粗暴で計画的な犯行と告発。戒厳令布告以来少なくとも24人が警察の手で殺されており、ファシスト的方法での統治はこの国において日常的なものとなってきていると述べる。

5月19日 グジェゴシ・ブシェミクの死を悼む葬送デ

モに2万人近いワルシャワ市民が参加。ヤルゼルスキの顧問であるヴェスワフ・ゴルニツキは、党や政府の内部には法王訪問に反対するグループは存在しないと述べる。

5月20日 P A Pによると、ワルシャワの軍事法廷は地下工場連合労働者連帯委員会に属する9人の「連帯」メンバーに2年から3年半の禁固を宣告。判決によれば「ストライキや街頭デモの煽動、非合法出版物の発行や配布、そして政治的反対者であると見なした人々へのテロ行使」の罪によるものだという。ラジオ・パチカによると、グレンプ報機柳は法王ヨハネ・パウロ2世とワレサとの会合を望んでいると語る。ワルシャワ・ラジオによると、鉄鋼労働者労働組合連合は全国の金属産業で活動している112の労組のうち74の組合を包含し、組合員数は9万人に達しているという。

5月21日 P A Pによると、バター、マーガリン、ラード、高脂肪牛乳の配給制は日産量の増加に伴い6月1日に解除されるが、肉、砂糖、ガソリンなどの必需品はまだ制限される。またじゅうたんは極端な不足のため6月初めから配給制になる。中国とポーランドが

84年度スポーツ協力交流計画に調印。

5月22日 ワシントン・ポストによると、アメリカとNATOの同盟国はポーランドに対する経済制裁の段階的解除について協議を開始したという。

5月23日 ユーゾの党幹部会員とポーランドの党政治局員・中央委員会書記のヨゼフ・チレクがワルシャワで会談。『トリブナ・ルド』と『ジョウニェシ・ヴェルノシチ』は労組運動における複数主義の考えを退ける。『トリブナ・ルド』によると、組合の複数主義は80年8月から81年12月までの間、反目や緊張、そして争い以外に健康な競争やより大きな民主主義をもたらすことはなかったと述べる。

5月24日 ワルシャワ・ラジオによると、1万3千5百の新労組が登録されているという。

5月25日 非公式の情報によると戒厳令導入後ストライキを組織した罪で10年の刑を受け、のち3年に減刑されたエヴァ・クバシェヴィチが条件つきで釈放される。彼女はグディニアの海軍兵学校の図書館員で地方「連帯」の副議長だった。

5月26日 キシチャク内相は「外国の敵」がワルシャワ条約の統一性を粉砕しようとしていると非難する。また、「敵対勢力が、国家と教会との関係を妨害し、地下活動を支援し、反社会主義勢力にテロリスト・グループを作るよう吹き込むことをおろしている」と述べ、NATOの大使館や領事館にある諜報機関がその活動を強化し、「軍機構に浸透しようとしており、また、数人の外交官はその特権を濫用し、賢官の前で横柄な態度でふるまったり、巡回兵士の指図を無視したりしている」と語る。新ジャーナリスト組合の組合員は5375人に達し、その約70パーセントは解散させら

れた組合に属していたという。

5月27日 ワレサはグダンスク警察本部の出頭命令に応じ、5人のKORメンバーに対する告発に関連して2時間にわたり取り調べを受ける。ILOはポーランドで抑圧されている労働者の状況を調査するため審査委員会の設置を決定する。同審査委は過去6回設置されたがソ連東欧圏諸国に対するのは初めて。東側諸国は内政干渉だとして反発。

5月28日 ワレサは前日に続いて3時間にわたり取り調べを受ける。KOR活動家たちに関する質問には答えなかったという。PAPによると新労組は約1万4千人に達し、およそ300万人が加入しているという。

5月30日 サミット参加7ヵ国首脳はポーランドに対する経済制裁解除問題で意見が一致し、法王訪問後協議することになる。

5月31日 ポーランド政府はILOの審査委員会設置を「不当な干渉」であるとし、6月1日からのILO総会をボイコットする方針を決める。

6月1日 PAPによると「5月1日、グダンスクとグディニアで平和を破った」21人に対する調査が進んでいるという。ポーランド当局によると、グジェブシ・プシェミク事件に関連してこれまでに69人の証人が喚問されたという。またこの日約200人が彼の墓に集まる。ズビグニェフ・プヤクは地下新聞のインタビューで、法王を歓迎する群集とともに街頭へ出るつもりであると語る〔本号24頁以下のインタビューを参照〕。

6月2日 労働枢機軸はワルシャワで大群衆を前に、労働組合の理想に身を献げた人々に対する差別と、打ち打ちによる教育、特に若者に対するそれは是認できないと語る。

## 編集後記

★6月16日から23日まで、ローマ法王ヨハネ・パウロ2世が2度目のポーランド里帰り訪問をし、ポーランド国民の熱烈な歓迎を受けました。歓迎行事が国民の「連帯」に対する支持と共感のデモンストレーションの場になったことに、今回の訪問の大きな特徴があったように思われます。手に入り次第、関係資料を紹介してゆく予定です。

★ポーランドにおけるカトリックの問題を考えるひとつの材料になればと、プザンソン論文を紹介しました。「その研究の特色は、常に既存の学説・方法の常識を打ち破る、独自の斬新な方法」にあるというのですが、まさにこの論文もきわめて「独自

の斬新な方法」に貫かれていて、正直にいったいさかわれわれの理解を越えるものでした。

★やや時期がずれましたが、本号は1976年6月のラドム・ウルスス事件の特集号とし、関係論文を2本収録しました。周知のとおり、この事件が契機となつての社会自衛委員会KSS—KORの活動が開始され、1980年夏が一直線に準備されてゆきます。「連帯」の登場をポーランド現代史の文脈の中で把握するために、この事件の分析は不可欠な作業です。★本号の原稿も切間際になって乙・プヤクのインタビュー記事が送られてきました。興味深い内容なので急換予定を変更して本号に収録することにしました。スペースの制約のため読みにくい紙面となりましたことをお詫びします。1983年7月1日（み）